

第四十四回国会 大蔵委員会議録 第二十五号

昭和三十七年三月二十二日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 澤田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡忠次郎君 理事 堀 昌雄君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

宇都宮徳馬君 岡田 修一君

金子 一平君 正示啓次郎君

津雲 國利君 永田 亮一君

濱田 幸雄君 藤井 勝志君

坊 秀男君 吉田 重延君

久保 三郎君 久保田鶴松君

佐藤觀次郎君 芳賀 貢君

広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君

武藤 山治君 横山 利秋君

春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

郵政大臣 迫水 久常君

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

總理府事務官 中野 正一君

(經濟企画庁調 整局長)

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長) 大蔵事務官 宮川新一郎君

(理財局長) 大蔵事務官 大月 高君

(銀行局長) 大蔵事務官 大月 高君

国税庁長官 原 純夫君

委員外の出席者

大蔵事務官 有吉 正君

(大蔵官房財務 調査官)

大蔵事務官 澄田 智君

(大蔵官房財務 調査官)

大蔵事務官 小原 孝次君

(理財局長) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

(大蔵事務官) 大蔵事務官 小原 孝次君

証券取引に関する件

○小川委員長 これより会議を開きます。

酒税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 村山主税局長にお伺いいたします。今回の酒税法改正に当たりましては、本年度の税制改革が間接税の減税をやるということ、それは所得税において減税されない層が非常に多いから、特に間接税でこの問題の解決をしようという、そうした動機からなされておることを考えますと、酒税の改正におきましても当然大衆酒を減税していくという、そういう筋でできていると思うのです。

そこで何かばかにしたみたいな質問かもしれないけれども、大衆酒とは何を言うのか、それからまずお答えをいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 これは非常に常識的にお答えでございますが、大衆によく飲まれる酒類というものであろうかと思ひます。

○平岡委員 大衆酒を規定する基準となるものは、大衆によって飲まれるものであるということですね。これは一つの条件であると思ひます。いずれにいたしましても大衆酒の税金は、その税率においてからざるものより低く定めるべきだと思ひます。その点は御異論ないわけですか。

○村山政府委員 その通りでございます。

○平岡委員 自身は表を持っておるのですけれども、委員各位の手にままだ表が配付されておられません。時間の制約がありますので、その点は御容赦願ひまして質問を続けていきたいと思ひます。

そこで三十六年度の各酒類の移出実績をお示しをいただきたい。こいねがわくはキロリットルばかりでなしに、パーセンテージもお示しをいただきたい。

○村山政府委員 今、実はそのパーセンテージをとった表、それから、こまかいのは作ってこちらに持ってくるところだろうと思ひますが、とりあえず移出実績、これは実績見込みでございますが、絶対数量だけで申し上げます。これは現行の種類区分でございまして、三十六年度の移出実績見込みでございます。全体で二百六十六万六千七百キロリットルでございます。そのうち清酒が八十四万九千九百九十九キロリットル、合成品酒が八十四万八千九百九十九キロリットル、それからビールが二万二千九百九十九キロリットル、果実酒類が三千九百九十九キロリットル、雑酒合計九万七千九百九十九キロリットルでございます。

パーセンテージは、これはあとで詳しいのを申し上げますが、三十六年度予算の構成比で見ますと、清酒が三

三・九%、合成品酒五・六%、しょうちゆ一・二%、みりん〇・五%、ビール四・四%、果実酒〇・二%、雑酒四・二%です。それから、多少の違いはございまして、パーセンテージにいたしますと、ほとんど異ならないだろうと思ひます。いずれまたあとで実績見込みの構成比が来ると思ひますが……。

○平岡委員 清酒を特級、一級、二級に分けて、二級のうちに準一級を入れたらどうかです……。

○村山政府委員 絶対数量で申し上げます。先ほど酒類の総体の移出実績見込み八十四万九千九百九十九キロリットルと申し上げましたが、その内訳を級別に申し上げますと、特級が一萬二千九百九十九キロリットル、一級が八萬三千九百九十九キロリットル、準一級が四萬四千九百九十九キロリットル、二級が七十四万八千九百九十九キロリットルでございます。

○平岡委員 そうすると、最も多く飲まれている酒類は、あなたの言う四・五%のビールが第一、それから清酒が三・三・九%、以下云々ということになりますね。

そうしまして、今度次に、今回の改正による製造酒税抜き価格対酒税の額の率を知りたいわけですが、資料がございしますか。

○村山政府委員 ずっと清酒から申し上げます。清酒特級、もちろんこれは従量税のところでございますが、これは基準価格によっておりますが、特級一九・六%、一級二六・八%、第二級七八・一%、合成品酒七八・一%、それからしょうちゆ、これは二十五度

で申し上げますと、六一・五%、それからしょうちゅう乙、やはり同じく二十五度でございまして、四一・四%、本みりん四三・六%、それから本直し五四・四%、それからビール一三七・一%、果実酒二〇・九%、それから雑酒ですが、雑酒の特級ウイスキーから申し上げますと、一五九・五%、一級ウイスキー一〇二・〇%、二級ウイスキー一六七・〇%、それから甘味ブドウ酒二四・三%。

○平岡委員 前もって実は私も整理してみましたが、そこで今度税制改革をしまして、税抜き製造者の原価に比べて各税金の指数は今あなたが仰せられた通りです。従いまして、この表からあなたのおっしゃった数字からまとめてみますと、清酒二級で製造者税抜き価格一〇〇に対して、税金が七八・一になりました。これは現行法の一〇三・四から非常に下がりましたが、これは非常にけっこうだと思ひます。それから合成清酒も同じ七八・一%になります。これは現行が一〇九・三ですからこれも下がったわけでありまして、総体的には割がよく下がったわけでありまして、それから、しょうちゅう乙においては六一・五%、それから、ウイスキーの二級においては六七%となります。ですから、大体こういう二級酒とか合成酒とかしょうちゅう、ウイスキーの二級ですね、こうしたものは製造原価より低くなったというところは非常に私はい傾向だと思ひます。問題はそれ以上の清酒における特級、一級、それからウイスキーの一級、それからビール、要するに、この指数がまだ一〇〇以上あるものとの比較なんです。そういったしま

すと、ここで特徴的なのは、ビールの場合が一番圧倒的にたくさん飲まれておりますね。そのゆえに間違ひなく大衆酒類であると思ひます。石数にしても大へんものになっていると思ひます。そこで、その指数がどの辺にあるかということをよく検討してみますと、結局ビールの場合においては、清酒に比較しても指数が、清酒の特級、一級との間にある。それからウイスキーと比較しても同様特級と一級との間にあるわけです。

そこで輸出高の約半ばを占める大衆性から判断して、税金の負担の上での序列としては少し違つていいんじゃないかと思ひます。要するに、そういう比較からいって今度のこの改正案におけるビールの減税の幅自身も客観的に妥当ではないのではないかとこの感じがいたしますが、局長はどのような御判断でありますか。

○村山政府委員 先ほどは全体の酒類のうち、どれだけそれぞれの種類が構成比率を占めておるか、こういう観点で申し上げたのですが、いわゆる大衆酒と申しますか、あるいは下級酒といふことになりまして、単に数量だけではきまらない。飲まれる場所の問題があるということでございます。われわれは、その場合いろいろ検討いたしました。たとえば家庭で飲まれる割合がどうか、それから高級飲料店で飲まれる割合がどうか、普通飲食店がどうか、職場で飲まれるのかどうか、その他店頭とか屋外で飲まれる場合はどうか、こういうものも調べておるわけでございます。そういうところからある程度その酒類が大衆的であるかどうかという点、その辺にも目をつけておりま

す。ただ申し上げられますことは、これだけではいかぬわけでありまして、この中の含まれておるわけであります。その税率はわれわれは総体的に高いから減税するわけでございまして、でも、相当高い税率を盛つたその価格のもとにおける消費態様である。従つて、本来その酒類が適正な税率であつたならばどう飲まれるであろうか、どういふふうな場所、どう飲まれるであろうかというのを申し上げます場合には、かなりむずかしい問題でございまして、ですから、この点はわれわれは調査会で一番悩んだ問題でございまして、確かに現行の酒類ごとの消費場所、そういうものはわかりません。しかしそのときに、もし税負担というものが適正であるか、何が適正であるかは別といたしまして、適正であり、それに基づいて価格形成が行なわれたとした場合、その大衆的な、いわば大衆性というものはまた別の形を描いてくるものかもしれぬ、同じことが所得弾性値においても言ひ得るわけでありまして、そこが非常に悩んだわけでありまして、ですから、そういう意味の現在使用される場所ごとの使用割合とか、あるいは外国の制度等に比べて全体がどうか、各酒類ごとのパラスをとってみるとか、こういう非常に多面的なことをやまして、それで総合勘案して大体単位当たりこの酒類についてはこのくらい下げるのが適当であるというふうなところからスタートしております。

もう一つ申し上げておきますが、そういう感触で全体を出しておるのでございまして、何分にも各酒類についてそれぞれ企業が現在作っておるという状況がございまして、それであり理論的にだけ走りますと非常な問題を起すということも同時にわれわれは考えなくてはならぬ問題でございまして、その間かなり現実的な考慮も入れたといふことも確かでございます。酒にいたしましても四千余りの業者がある。それから酒類相互間で相当に競争になつております。現在はあるバランスのもとにそれがあつた。それからそれらの消費の伸びの割合、それが割安であるにしろ、割高であるにしろ、消費の伸びの将来性というものもございまして、そういう幾つかの要素がございまして、そういう意味で今度の減税率は必ずしも白紙に、ちょうどこれから酒税の税率を盛ると同じような感覚だけでは割り切れなかつたということでは事実でございまして。

○平岡委員 村山さんの説明の長くなるときはあまり自信がない、まあそういうことであらうと思ひます。私が重点的に聞きたかつたことは、先ほどの製造者税抜き価格に対する酒税の率において清酒の一級の数字が一二・六・八、同じくウイスキー一級の数字が一〇二・二というのに対して、ビールの指数が一三七・一になっておる。結局清酒とウイスキーの一級よりは税金が高いというの、これはあまり客観的でないのでないか、あなたの方の原案として出した百十円にするというその案であつた場合には、この指数は幾らであるのか、念のためお聞きしておきます。

○村山政府委員 今計算しております。若干さきの点補足して申し上げますと、おっしゃるように、われわれは酒類の大衆性という角度をいろいろな角度から分析してみました。おっしゃるように、対メーカ一の税抜き価格に対する割合、これも一つの問題でございまして、それから一キロリットル当たりの税率がそれぞれどうなつておるか、それから度数の問題にいたしまして、一度一キロリットル当たりどうなつておるか、それからその消費場所がどうであるかということ、家庭割合を考へる、あるいは消費指数、弾力性にも現われてきますのでそれとてみるということ、それから同時にまた、これは企業でございまして、今までの過去六年間の平均、幾何平均の伸び率がどうなつておるか、こういう点も考へてみたわけでございまして、しかし何分にもこれが現行の税率、非常に高い税率を価格の中に含んでの態様でございまして。今の伸び率とかあるいは使用場所であるとか、消費指数、弾力性、そういう関係がございまして、こちらだけでもやれない。それから現在の対原価割合あるいは一度一キロリットル当たり、これはどつちかといひますと理論的な数字でしようが、これだけでも割り切れません。この両方からならみ合わせまして今度のこととしたわけでございまして。今の政府原案は、今度の単位当たり十円の減税でございまして、それを十三円にするといひますと、先ほど十円の場合には一三七と申し上げましたが、それが約一三〇%の割合になると思ひます。

○平岡委員 改正案はいろいろな複合的な諸原因を盛り込んでやつたと思ひます。たはおっしゃつたわけですが、しかし、そう言わなくても非常によくできたんですよ。この指数でもよくできています。

ただそこに今のビールの一三七・一というものがちよつと客観的におかしい数字として出てきている。従つて、私が聞きたかったのは、原案の百十円で来た場合については妥当な数字がはまるのではなかったか、そうすると、それをいじくった途中において、あまり合理的でないいじくり方があったのじゃないかということが私気になりましたので聞いたわけでありま

す。これを移し出額に占めるビールというものは、これはもう大衆酒であることは間違いない。ですから、そういう点は今後改定の場合、大衆が一番これは負担しているのですから、それで今度の値下げの分の十円も完全に大衆に返るわけですね。ですから、そういう点はやはり正しいものは正しい、悪いものは悪いとして、主税局が最初に立案したことが妥当性を持つものとの主張に立つなら、これはあくまでもやつてもらった方がいいのじゃないかという感じがいたしましたので申し上げた次第であります。そういうことで、将来の改革、改正等におきましては、すでに大衆性のトップにいつている、大衆の重荷となっているこの酒類に対して、やはり正当な判断をして、正当な減税ということをしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

次に、村山さんは一昨日の当委員会におきまして、各酒類は領域を侵してはならない、これを基本と考へ、法律で区分してもよいが、日進月歩に即応する部分は政令にゆだねるべきだとの趣旨をお述べになりました。そうして清酒と合成酒の現実の調整は調整として

てやはりこれは行なっているというところで、言うなれば水陸両用戦車を使いましてピンチ切り抜けを策された様子でございまして、あなたの心底はどういうことなんでしょうか。

○村山政府委員 私、実を申し上げます、酒の種類の分類というのは今度がつくづく読まされていただいたのですが、非常にむずかしい問題だという感じがいたします。それは一つにはこれがもともとが嗜好の問題から出発しているということと、それからそれぞれ酒類というものが非常に歴史的の過程を持ってきていること。古来からあるものもありまして、途中で始まったものもあるし、あるいは戦争中アルコール不足のときに伸びてきたものもございまして、それから戦後たとえばしょうちゅうとかあるいは合成清酒のように、そのときにぐつと伸びてきたものもあるわけでありまして。しかし、何分醸造学のことでございますし、また嗜好の問題であるものですから、なかなか細部の分界線がわかりにくい。それから将来の発展を考へて、その区分をつけると申しましても、やはりこれは嗜好につながる問題だということでございます。ただわれわれは、現にそれぞれの酒類について相当多数の企業の方が携わられて、それで一つの安定点を持っておられる。こういうものを前提にして、それで減税を通じながら、少なくとも酒税は将来の嗜好の進歩に対して妨げにならぬようにするということ、それから企業が今度の改正を通じて不必要に紛糾を来たさないようにするという問題と、それから従来非常にあいまいであった点をはっきりするという点、それから酒類品目の

分類についてはその辺を考へていくというところでございまして。そういった意味で言いますと、正直申しますと、今度のやつでそれならば法律的に酒類ばかりでも完全に割り切れておるかということになりますと、相当そこははっきりしたつもりではあります。ただはっきりしないところがある。さう思うのでございまして。しかし、実際の問題としては、そういう酒類は原案には出ておりませんので、分界線あたりはそれほど問題にならぬのじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

それから、何を法律事項にし、何を政令事項にするかということにつきましましては、一般論として申しますと、一日日申し上げたようなことではなからうかというふうに考へております。

○正示委員 関連 たいだいまちようど平岡委員から酒税の問題についていろいろ御質問がありました。私、ちよつと関連して一つだけ主税局長に、これは質問と同時に意見になるのですが申し上げたい。この梅酒ですね。梅ちゅう、梅の酒、これは新しい農業政策と非常に関連があるのです。御承知のように梅といふくは日本古来のもので、保健上大へんよろしいくはものでございまして。これは御承知の通りであるが、これがいわゆる農業基本法において果樹の振興をやる場合に、梅がいわゆる成長作物選択的拡大の対象になつていない。私はこれは非常に大きな問題だと思ひます。私は専門家ではないからわかりませんが、これは農業専門家の非常に研究しなければならぬ点だと思ふ。そこで、この梅をこれから消費を伸ばしていくにはどうしても梅

の加工というものを考へなければならぬ。梅の加工には現在のところではいろいろあります。たとえば砂糖で巻いた梅とかあるいは梅肉エキスとかいろいろありますが、私はこれを大きく伸ばすには梅ちゅう以外にはないと思ふ。梅ちゅうというものは今しろうとが作っておりますが、これについても行政上いろいろ問題がありまして、梅ちゅうを作つて売ることがいわゆる酒税法違反じゃないかというやうな問題もあつたのですが、これは誤解に基づくものが多いのであります。将来梅ちゅうというものを作つて、そしてたとえばこれから夏になりますと、おなかをこわす、そのときにいい梅ちゅうを飲むときはいささばりなおる。これはここにお医者さんの堀先生がおられるから伺いたいが、そこでこの梅ちゅうを日本人の嗜好のみならず外人の嗜好にも合うやうに工夫をして、これを農業基本法に基づき選択的拡大の梅の増産ということにも相通するのである、こう私は思ふのであります。この点について御研究があればたいだいま伺いたいし、御研究ないならばあらためて大蔵省において御研究の上、日本の新しい農業政策と酒税行政、この結びつきにおいて、ぜひともこの機会に税務当局の考へを伺いたい。

○村山政府委員 酒税法の規定はやはり農村方面の経済を助ける、少なくとも阻害しないという方向は望ましいことだと思ひます。今日農業基本法の問題が非常に大きな課題になつておる際でございますが、そういう意味におきまして、われわれは酒税法のみならず物品税法あるいは所得税法、すべて

配慮しているつもりであります。お話しのような今の梅酒の問題でございまして、これは従来家庭で使つておりましたものを、いわゆる製造になつておたつたわけでございまして。その点を今度、法律ではっきりそういうものについては製造と見ない、課税いたしませんというところを、四十三条の九項というところではっきりいたしております。ただしこれは消費者が自分で消費するつもりでやつたものだけに限られるわけであります。今の話はさうでなくて、日本の酒類として大いに梅酒を作つてやたらどうか、大いに将来性がある。これは私の聞いた話でございまして、梅酒の非常によくできたものを外人の方に飲ませたら、これはすばらしいキョーラだ、こう言つたというところでございまして。そういう意味で今後日本の酒類が伸びるためには相當の工夫を要するのである、そういう意味で今度の分類も全く新しい事態、消費の形に即して分類したつもりでございまして、それから酒税法の方から今後の嗜好の伸びあるいはその推移を押えるという方向で極力配慮したつもりでございまして。

○平岡委員 中断されましたけれども、主税局長のお答えはあいまい模範としておりますので、もっと具体的に聞きます。

合成酒の原酒の中に含まれる米の重量のパーセンテージの対清酒の分岐点、分界点を何ほどくらいと考へておるか。

○村山政府委員 現行の税法では、合成清酒の原料中に占める米の使用率は、製品の重量に対して五割以下とい

うこととしてございます。

○平岡委員 現行はわかつておるのですけれども、日進月歩に見合うパーセントの上げ、ただしそれは清酒を脅威しないという、そういう大前提があると思います。具体的にどのようにお考えでありますか。

○村山政府委員 率直に申しまして、まだ結論は出ておりません。非常にむずかしい問題だと思っております。御案内のように昭和十五年に酒税法が設けられましたが、それ以前はこれは酒精含有飲料税法で規制されておりました。その後酒税法で新たに合成清酒という規格が設けられたわけでございす。その後ずっとしかしこの合成清酒が酒税法に載るときにはやはり業界間のお話がありまして、米は使わないというところでこれが認められたやに聞いておるわけでございます。その後実際は法的規制がなかったわけでございまして、二十八年に現行の制限規定を入れたわけですが、そのときの使用実績のマキシマムを考へまして、それがたしか四割くらいだったと思ひますが、そのときに非常にやかましい問題が出てきたということで、五割に当時押えられたという経緯がございます。もともとこのスタートの問題とその後の問題、それから、今後においてこれは酒類の両方の品質的な区分を残しながらしかも両業界がうまくやっていける限度あるいは将来の発展を考へて、その辺をどうするかという問題が今日問題になっているわけでございますが、今のところ遺憾ながらまだ最終的結論に達してない状況でございます。

○平岡委員 村山さんいろいろの御事情でなかなか明確にはおっしゃれない

と思うのですが、要するに、合成清酒の制限は、原酒の中に占める米百分の五をこえるべからざるものとしていけるわけですね。清酒は清酒、合成酒は合成酒、言わなければ花は紅、柳は緑という、境界線を明確にしてそれぞれの酒類として消費者の味覚に訴えてしかるべしということであろうと思ふのです。ただ村山さんは、日進月歩なんだからメーカーたちの確執とかそういうこととでなしに、やはり消費者の嗜好の向上とかそれにマッチすべしというのは、一応の理屈があると思うのです。ただ、そういうことを村山さんが執念として持つておるかどうかわからぬけれども、もしそういうお気持ちであった場合に、今度はそれはある時間的クッションを置くかもしれないけれども、百分の五にフィックスすべしということが法律化されます、そのときに、そういう大衆の生活向上に見合つてなお向上すべしという意欲が合成清酒の業界にあり、なお大蔵省それ自身もこれはなお抑すべきところがあるというところになると、どこか抜け道で逃げ道がありそうな気がするのです。そういう可能性はございませんか。

○村山政府委員 今度一部意見が出ておりますように、政令段階の原料制限、米についての使用制限を法律化されてもなお抜け道があるかというお尋ねでございます。そういうふうなことは、酒類の原料制限、米についての使用制限を法律化されてもなお抜け道があるかというお尋ねでございます。

○平岡委員 そういう法律化してしまつたとき、なお他の酒類として合成清酒がその意図を遂げるような場があるとは思ひませんが、酒類の種類として含められると思ひます。

○村山政府委員 今度一部意見が出ておる、米についての使用制限を法律化されてもなお抜け道があるかというお尋ねでございます。

ページにかけまして、上欄の改正欄です。九のリキユール類というのがあつた。このリキユール類の口で五から五十六ページになります。口で「その他のもの」としてありまして、(1)、(2)と分類されております。ここに逃げ込む可能性がございませんか。五割に押えられても、十三度、たとえばそれは八度は八割というところになるならば、十三度未満という一項を使い、それから十三度以上になお飛躍的に米の量を入れるというところになれば、第二項を使つて逃げていく、そういう可能性が、ありそうな気がするのです。

○村山政府委員 おっしゃる点は、たとえば清酒の方の規格が、原料中五〇％以上を使つたものと、こう書いてあります。それから補助原料がきまつております。それから合成清酒の方は、米が製品中その重量割合で五〇％以下ということになっておるから、その中間のものと、中間を作つたらどこへいくかという問題かと思ふのです。おっしゃる通りに、ほかにいくところはございせんから、これはリキユール類にいきまして、度数によつて、ロに分かれるだろうと思ふのでございす。ただその場合に、もちろん業界の混乱という問題がございすので、別途五十条による承認という問題はあるかと思ひますが、酒類の種類として含められると思ひます。

○平岡委員 その承認の問題が一つあるということ、それから承認されても、むしろ合成酒というような名前をつけられませんか。そうですね。

○村山政府委員 もちろん承認があつても、それは合成酒という定義に当てはまりませんので、こちらに参るわけ

でございます。

○平岡委員 そうすると、リキユールとして商標に表示される。リキユール村山とかリキユール達とか、そういう名前前で売り出すよりほかにないのだけれども、そういうことになりませんか。

○村山政府委員 さようなことになるわけですが、これは先ほど申しましたように、別途五十条の承認の問題があります。

○平岡委員 じゃその程度にしまして、次に今似た問題がございす。実は今の対照表の五十七ページの上段は、詰めて書いてありますが、下段がブランクなんです。これが気になつたので少し調べたのですけれども、この下段に相当するものはどういふことですか。

○村山政府委員 現行で申しますと、五十五ページの雑酒第二級、これに一括してはうり込んであるわけでございす。「アルコール分が十二度以下のとき」幾らと、それから「十二度をこえ、三十九度以下のとき」云々、まあこれになるわけでございす。

○平岡委員 これだけ見るとわからなないので、それで五十七ページの上欄の発ほう酒に該当すべきものが法律では今までないけれども、政令とか通達とかなかで出ておると思ふのです。

○村山政府委員 これも現在は五十条の承認でいっているわけでございす。実際申しますと、これは雑酒の中にはいろいろございす。今度この五十七ページで特記いたしました発ほう酒、これに相当するものが現に出てくるわけでございます。ラビイであるとかあるいは発ほう酒とか、いろいろな名前で相当数出ております。これを

雑酒中、現在の数量から見まして新しい品目にするのが妥当であるというところで設けたわけでございす。しかしそれは現行法では別に出ておりませんで、すべて五十条の承認に基づいて実際は運用されていくということでございます。

○平岡委員 承認に基づいて通達された内容の一つお示しをいただきました。

○村山政府委員 通達そのものはあとで国税庁の方からあれしますが、私が承知している限り、製品中麦芽の使用率を二八％以下で切る。だから一キロリットル中二十八キログラム以下、こういう制限で承認していると承知しております。

○平岡委員 一八の間違ひではないですか。一八・五ではないか。

○村山政府委員 それで言いますと、今の重量換算で一八％以下、それで通達そのものは一キロリットル中二十八キログラム以下でございす。

○平岡委員 結局モルト使用を一八％以下として押えておるわけですね。一八・五が一八かよくわからぬが、一八％前後に押えておる、結局税額はキロリットル当たり六万三千円である。それが現行です。それが今度はこの五十七ページの「上欄」発ほう酒の第三項、その他のもの四万円」としてありますから、内分けてみますと「その他のもの」というのは結局二五％未満のものと読めるわけですね。そうしますと結局一八％というものを底上げして品質をよめいものとしてよいということでは二五％まで引き上げて、それで税金の方は六万三千円から四万円に下げたわけですね。その辺の作業は、村山さん

同じようなものを考えていった場合、ビールでございまずと残りの三三三の原料というのは、これは法律で、法制上使用される原料がきまっているわけでございます。そのままいきますとビールになるわけでございますが、少

○平岡委員 種類の違うもの、時と場所によつての使い分けていろいろ問題がありますけれども、発泡酒をビールとはつきり区別せしむべしという立場に立つ限りにおいては、モルトの使用の限度を旧通達の通り押えるべきで

御小売業者として名前が書いてないの
です。この人たちは自分の商売の事柄
ですから、自分の頭にそのことがある
わけですね。発表されているこの文章
自身ではつかみにくい点があるのです
けれども、またもちはち屋ですから、

にして市価の高値を示す原因になっておりますが、しかしその反面ほとんど不必要に近い品種は原価を切っても換金不可能の品が卸、小売業者の間に在庫として死蔵されております。原因は輸入商社は別に輸入制限があり、選

寛大で、このことを容認しておる。一方中小企業者が、発券まであとわずかの日数なので、大蔵当局にこの件を指摘すると、管轄違いであると逃げを打って聞いてくれない、こういう訴えをしているわけです。

結論としては、甘い汁は大きな輸入商社で、苦い汁は卸売、特に小売業者に飲ませる当局の方針に対しては、これは死活問題だから抗議せざるを得ない、こういう趣旨であります。

そこで、実際の三月三十一日と四月一日の分岐点において、こうした今度高くなる酒類に対してどういう中間措置をおとりになるのか、なっているのか、お答えを願いたいと思います。

○村山政府委員 これは、新しい従価税の制度とストック課税の問題、両方の問題だろうと思います。それぞれ理由があつてやっていると、それぞれにありますが、従価税の考え方は——原則的に取り扱ひの便宜の關係で従量税にしてあります。そういたしますと、従価に直しますと、高級の酒ほど、税抜き価格に對する税率は低いということになつて参るわけでございます。そこで消費税の考え方からいいますと、特に高いものについてはどうもおかしい。ある程度まではそこはいいからいたしまして、高い酒ほど——物品税を考へていただくというわけでございますが——税率は安いというところは、おかしな点で、ある点でもってステイックしようという考え方でございます。そこで、非課税最高限度というものをきめまして、ある一定以上のものについては、通常の従量税のものを、従価税にした場合とバランスがとれるような税率を盛ろうというのが今度の従価税の思想であるわけでございます。非課税最低限度をどうするかというところは政令に譲られております。これから検討問題でございます。一方ストック課税の問題でございますが、従来から一キロリットル以上の

ものはかけるという問題でございます。今お話しになりましたような、洋酒について一キロリットル以上持つてゐるのは、おそらく中小にはほとんど関係のないじゃないか、相当大きなところだけではないかと思つております。ただこの場合といえども、そのときの輸出価格が、今度政令で定められる非課税最高限度をこえているかどうかという問題でございます。もちろん小売屋さんなり卸売屋さんにございませうが、おっしゃるやうに非常にストックになつて売れないということがあるかないかわかりませんが、もしあるとすればメーカーのところは一ぺん戻していただければ、これは法律上はできるわけでございます。輸入品でも、同一酒類であれば、言つても差しつかえないということにはなつております。ただ実際問題として、取引でございませうから、引き取つてくれるかどうか。これは商売の關係でございませう。実はこれは税関から引き取る時はシフ価格でございませう。それに関税がかつてゐるわけでございます。それで旧税がかつてゐるわけでございます。実際はそんな値段では売れませう、こういう御主張なんだろうと思ひます。もしあるとすれば、おそらく抱き合わせその他のものでないかと思うのでありますが、そこはもしそうであれば、たとえバリスキーであれば、それぞれバリスキーのメーカーに引き取つてもらへば、今言つた点は少なくとも免れることはできるというところでございます。その場合の幾らで引き取るかという問題は、これは別の問題だと思ひますが、いずれにいたしましても、今のやつは非課税最高限度

をどうするかという問題、それから一キロリットル以上ということでありまして、おそらく中小の方々の問題というよりも、大きな卸商の問題の方が多いんじゃないか、それが非常にストックを持つてゐる場合の措置の問題じゃないか、こういうふうに考へます。

○細田委員 関連して、今の陳情をお聞きいたしました。私も、さうなことを二、三耳に入れる機会を持つたわけでございます。そこで主税局長のお話では、売れないもの、氣に食わないものは返すというわけですが、損も得も一応は承知をして、商取引は済んだわけでございますから、商業の慣習としては、法律上はどうであらうとも、これを押し返すということはないかな、できない。しかし、他方もうけた諸君がありまして、中小企業、しかもあまり大きくない小企業の諸君が、税法の改正——他方においては、酒税一般としては税金を下げるということでございます。他方、そのために余波を食つて——従価税そのものの考え方、またそれに該当するやうなものがあることについては、私も異存がないわけでございますが、その余波を大きく食らつてどうにもならぬという事態は何とか避けてはどうか、避けるべきではないか、こういう氣がするわけでありませう。そこで税法が公布されれば、即座に税率表通り適用されるのでありませうが、最後の調整とかなんとか行政措置をそこに挿入し、取り入れて、事態をよくつかんでいただかなければなりません。ほんとうにかわいそうだというやうなものにつきましては、これをめんどろを見ようとして

いふやうな配慮があつてしかるべきではなからうか。その訴えをそのまま聞きますと、困つてゐるやつはそのままだというところを——品物を返してしまふといふことは、實際できない相談です。私も、まだ税法は通つたわけではありませうが、通す前にこの辺をよく聞いておいて、野党諸君の賛成を得てうまく通したい。困るやつはどうでもいいといふやうなことになるから、これは一つしつかり考へてもらいたい。この点政府はどう考へますか。

○村山政府委員 これは、先ほど細田委員がおっしゃつたやうに、すでに商取引は済んでいるわけでございます。まさにそれはそれとして済んでおる。ただ、今の、従価税によつて従来よりも絶対額で上がるという分だけは、おそらく取引したもののについては考へていなかつた。ですから、前に抱き合わせなら抱き合わせでやつておられますから、従来税率であればそれでカバーできるということ、ほかのものもやつておられますから、従来税率に關する限り、売れやうが売れまいが、おそれるそれは危険負担が片がついてゐるのだらうと思ひます。問題は、上がった分が理論的には問題になるのだらうと思ふのです。その場合でも、國産品について言ひますと、元へ戻せばおのずからその問題は解消するわけでございます。輸入品については戻すといふてみても、引き取つてくれるかどうかという問題だらうと思ひます。實際問題として考へてみますと、二十九年の増税の際には、ストック課税が二石でやつたわけでございます。今度は一キロリットルでございますから、

五・五石に上げております。ですから、おっしゃるやうなことは中小のところではほとんどないんじゃないか。むしろ今おっしゃつたやうな抱き合わせ販売をやらしている側は、五・五石以上持つておるものがあるんじゃないか。ですから転嫁ができません。その酒類についてだけ見ると転嫁ができないという問題はございませうけれども、あるいは少し割高だ。従来税率だと思つて輸入したという問題がありましようけれども、おそらく現実問題としては、従価税後においても、マージン率の非常に高い洋酒を扱つてゐるものがたまたま従価税として割高な売りにくいものも一部持つておるということではなからうかと私は考へておるわけでございます。

○細田委員 酒などというのは非常にむずかしいもので、私もにはわからぬ面があるわけでありませうが、該當するものはないといふことで、なければ、これは杞憂で、よいけない思ひ過ぎでございますが、かりにやつた場合には、やはりこれは考へてやつてよろしい問題である。将来長く尾を引いてどうするといふ問題ではございませうから、一定の期間を置いて——たとえば去年ですか——として、自動車輸入してこつて来たたら自動車税が倍に上がるのにひつかかるのだといふことがありませうので、外国で契約の済んだものの、外貨の割当のあつたもの、こういうものについては六月なり七月まで延ばして、それから適用するやうにしようといふやうな實際に適合した修正案を用意をいたしまして、あれは通過してゐると思ふのであります。そういうやうなことで、たまたま平岡委

員から陳情の趣旨が述べられました。これは与党も野党もないことでありまして、實際困っている小企業の諸君がとんでもないことになるというところとあれば、何らかの知恵を使えばこの調整はつくのではなからうか。特に主税局長などは答弁もうまいし、何でもうまいのでわれわれしろうとはごまかさねやういのでありますが、この点はあなたの明快なあれでやれば調整がつく。そうでないといふと気の毒だ。われわれ審議をして気がつかないで通したのならば返す方法はありませんが、問題が出て参りますと、その辺には十分な配慮をすべきである、かように考えるのであります。だから、知恵がないとかやれないとかいふことではなくて、泉のごとく知恵が出るのだ、こういうふうな態度が望ましい。深慮遠謀までいかぬでも、大丈夫ですか、一つお示しを願いたいと思う。

○村山政府委員 自動車の話が出ましたが、これはたしか物品税で言いますと、従来の大型の区分を引き下げたときに四千ccから三千ccまで下げた、その三千、四千間の改正前後にわたる輸入の問題だったわけでございませう。これは外貨割当、それからいつそれが入ってくるか。特にあのときは沈没したという問題がございまして、その身がわりがいつ入ってくるかという点がはつきりしておりました。従って、今後改正法によって覚悟して入れてくるものという限界がはつきりしたわけでございませう。今度の場合はどうもはつきりいたしません。しかも五・五石以上でございませうから、非常に少ないのだらうと思うのでございませう。中小メーカーでそれに該当するものが

あるかどうか、非常に事柄がめんどうでございませう。しかも、従来の実績で言いますと、一人の人が持っている限り全部でございませうが、これがなかなかむずかしいわけでございませう。その間、法案が提出になりましたから施行になりますときまでに期間がございませうので、それぞれ相当分散するようなこともありますし、また、分散されてわからないということも現実の問題としてはあるわけでございませう。しかし、従来、法の筋からいまして増税する、減税する、こういうような場合に、ストップについてはやはり酒税であるからそこは調整せざるを得ぬ。しかし、現実問題を考えまして五・五石に引き上げていくわけであります。理論問題としては、中小メーカーで、おそらく明治屋さんが持っている、何が持っているというふうなことに、これは、まだこれはマージンのあるものも相当あるので、税の理論でいっても差しつかえないだろうと私は思っております。思っておりますが、中小の会社でそういうものがあるかないかということになりますと、私はほとんどないと思ひますけれども、あった場合にどうなるかという問題は、これは商取引でも片づくではないか。引き受けてくる。たとえば、ウイスキー製造業者が、あるかどうか問題であります。かりにそれを合理的な安値だけで、その部分だけ安くしますと、つまり、従来抱き合わせにして割高に売った分を、その分だけ割引して割り戻してあげば、四月一日現在における輸出価格は当然今の非課税限度以下に落ちますからこれは課税にならないということになるので、その間の調整はつくので

はなからうか。問題は、そのとき戻し入れをするところの、ウイスキーならウイスキーのメーカーとの話し合いがつかない、あるいはいつかたまたかあるという問題があるかないかということだろうと思ひますが、現実問題として考えてみますと、中小のものが五・五石以上持つておる、そういうことはまず少ないではないかという感じがいたすわけでございませう。またかりにあったとして、今度は自動車の例と違ふものですか、その部分だけを調整するというのは技術的に非常に困難であるということでございます。

○平岡委員 中小企業ではないだろうという断定をするのはどういふ根拠なんでしょうか。私もそういうことを知らぬです。知らぬけれども、書いてあることは、輸入商社は品別に輸入制限があり、選択の自由がなく、すべて一括して輸入する。ここまではよいのです。そうして次の段階で、卸、小売業者に抱き合わせで買わせ莫大な利潤を得、在庫は、年二回の輸入に際して直ちに売ることとどない。だから、消費価格で泣くのは卸、小売業者で、営業上やむを得ず高い金利で売れない在庫をかかえている、こういうことである。その種類としては、ラム、ウオッカ、特殊ジン、リキュール、こうしてある。だから、あなたが断定される根拠がちょっとわからぬのです。といって、こっちは反駁するだけ材料がない。しかし、やはり税制改正にあたってそういう弊害が実際に起こる。そうして倒産するようなことにもなりかねないという表現ですから、でたれを言っているわけでもないだろうし、中以上の人が書いたようにも

思えないのです。ですから、あなたの断定がどういふ根拠かよくわかりませんけれども、いずれにしても、細田委員提案のごとく何らかの方法を講じてあげてしかるべしと思ひますが、いかがですか。

○村山政府委員 と申しますのは、従来の二十九年の例で言いますと、二石以上でストップ課税をやったわけですが、そのときにストップ課税の実績はあまりなかったように聞いております。そういうことから総合勘案いたしますと、特に今のは輸入酒で抱き合わせの問題でございませう。五・五石以上をやっているといふことを考えますと、常識的に中小については現実の問題としてまずまず問題が起きないんじゃないだろうかといふこと……。

○平岡委員 一軒で五・五石ならよいのですか。

○村山政府委員 二石の場合でもストップ課税の実績といふものはほとんど上がっていないといふこととございませう。

○細田委員 平岡さんなり私の要望あるいは見解に対して、政府としては、さような事実があった場合にはどのような考えを持つておるか。天下の政治家がただ主税局長の知恵ばかり借りておったのではだめですよ。

○天野政府委員 五・五石まではかかるまいというお話でございませうから、今計算をいたしますと千三百本ということとございませう。千三百本というところになりますと、大体中小企業その他はかかるまいというふうなことでございませうが、なお事情をよく調査いたしまして研究いたしたいと思ひます。

○平岡委員 私はこれでよろしゅうございませう。

○小川委員 毛利松平君。

○毛利委員 この問題は在庫の問題と同時に、間税を引き去った残りの正味の非課税限度の価格が今明示されていないのですが、漏れ聞かるところによると多少無理があるのではないかと。正しいものの考え方として、国産愛用の施策として、限度を考えなければならぬが、さりとて正味の非課税限度が多少低過ぎるのではないかと。もう少し上げなければならぬのではないかと。これが問題点として残ると思うのですが、この点に対する対策はやはり考えておいてもらいたい、こう思ひます。

○村山政府委員 非課税最低限度は今後政令段階の問題でございませうので、お話のような点も十分研究した上政令できめて参りたい、かように考えております。

○毛利委員 けっこうです。

○小川委員 佐藤次郎君。

○佐藤委員 この前の質問のときに、村山さんからビールと酒の税金が世界で一番高いといふことをはつきり申されたのですが、今度の減税は、これくらいの減税ではわれわれ非常に不満であつて、もっと減税をする必要があると思うのですが、その点について当局はどのようにお考えになっておりますか、御意見を承りたいと思ひます。

○村山政府委員 酒の税金につきましては、いろいろな意見がございまして、財政収入を上げるには日本は今までも非常にいい税制をしておつたといふような意見も相当あるのでございませう。しかし何分にも各国と比較してみますと高い。それから家計における状況を見ますと、特にその点が顕著に

なっております。所得税の非納税者にも重い負担がかかっておりますので、今度相当思い切ったやつたつもりでございます。全体で平年度三百七十億でございます。一割以上に及んでるわけでございます。

今後どうするかという問題でございますが、これはこの施行の実施の状況をしさいに検討いたしまして、その上で検討して参りたい、かように考えておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 しかし、これは酒でもビールでも下げれば、やはりそれだけよい飲み可能性があるわけなんです、そういう点に対しての見通しはどのように立てておりますか。

○村山政府委員 酒税を下けると、その分が他の方に向かわないか、こういう御質問ですか。

○佐藤(観)委員 そうじゃなくて、下がればうんと飲むでしょう。そういう点のあれば、全体としては減税は減税するけれども、実際的にはよい飲みめば、税の収入は減るわけじゃないでしょう。そういう見通しはどのように持っておられるか。

○村山政府委員 その点はもちろん消費増を見込んでございます。消費増後、減税を平年度三百七十億、初年度三百九億、こういう数字を出しております。従って、もちろん数量は相当上りますが、その後においても減税のメリットは相当あるということでございす。しかしその場合に、消費資金として減税前の消費資金と減税後の消費資金がどうなるかということとは、一昨日も問税部長が出ましたが、われわれは減税後の消費資金の方が減る。ですから、消費資金全体として考えてみ

ても、やはりそれだけ家計にとつては減るというふうに考えております。

消費増の石数を申し上げますと、この減税に伴う消費増でございますが、これは平年度ベースで出ておりますが、清酒で四十万石、合成清酒で五万石、しょうちゅう十萬石、みりん一万石、ビール六十萬石、リキール五萬石、全体で百二十一万石程度の消費増を見ております。しかし、この消費増によつて負担がふえても、なお平年度三百七十億程度の減税になるだろう、こう見ております。

○佐藤(観)委員 与党の人で、ビールなんかの減税をする余裕があるならば、道路を直した方がいじやないかという意見があるほど、ビールに対しては関心が深いわけなんです。従って、ビール界の景気がいいということは皆様方御存じの通りの情勢で、幾ら作っても足らぬような情勢であります。そこでそれに関連しまして、それならばビールの原料であるビール麦の買上げ問題について、どうも農民にちつとも潤っていないじゃないかという意見があるわけですが、その点はどういう考えを持っておられますか、お伺いしたいと思ひます。ビール麦の買上げ問題です。

○上田説明員 ビールの原料はビールの消費増によりまして大へん不足しております。これは御承知の通りでございますが、国内産のビール麦は、私、今正確な計数をここに持っておりませんけれども、大体八割ないし八割五分、八五〇くらいは国内産で従来まかなつてきておるわけでありす。残りの一五〇くらいを大体モルトの輸入でやつておるといふことであるように承知して

りますが、従来米の経緯を申し上げますと、できるだけ国内のビール麦の栽培を奨励し、大麦から転換させるという方向に農林省の方の行政指導が行なわれているようでありす。われわれもこれに力をつけて、ビール会社に懇願いたしまして、できるだけ製麦能力、いわゆるモルト、麦芽を作る能力を増強させまして、国内でできるビール麦は全部国内で使つて、それでなお足りないところを輸入に仰ぎたい、そういう形で従来やつてきております。昨年度までの例に見ますと、設備も増強いたしますが、新しい設備を作るためには約一年くらいかかります。それもやらせませんが、従来継続して作つたものもございまして、その能力をフルに動かして、なお足りないというような現象が最近まで起こつております。従って、ビールの伸びに對しまして国内産の原料麦の増産も間に合わない。従って、どうしてもモルトの輸入をさらにことも頼まなければいかぬ、そういうような格好になつております。

○佐藤(観)委員 麦芽の輸入問題については、農村の麦の生産に非常に影響があるもので、農民はそれほど詳しいこととは知りませんけれども、今上田さんが言われましたように、業者から麦芽の輸入という問題についていろいろ運動があるに聞いております。しかし、国内の農民の立場を考へてどのような方法をとられるのか。これも関連して承つておきたい。

○上田説明員 原則論といたしまして、できるだけ国内の農民の方が作られた原料でビールを作るといふことは、われわれとしても異存はございませんし、またビール業界に対して

れを勧めてゐる次第でございます。なお、農林省といたされましても、農民の麦作を、大麦ビール麦に転換するという行政指導をやつておられますので、今後とも麦芽の製造能力を増させ、そしていい原料を農民の方に作つていただく、国内産でできるだけ間に合わせる、そういう方向にいくべきだろうと考えております。

○佐藤(観)委員 うちの芳賀君あたりからもいろいろ意見が出るかと存じますが、御承知のように農村の景気の不振という状態がだんだん出てきました、なるべくこれは国内のもので間に合わせるように指導していただきたいと思ひますが、現在ビールの原料の集荷が二本立になつておまして、一つは麦耕連、一つは全販連という形になつて、多少差別的な待遇をしておるのじゃないかというふうな非難もあるわけなんです。その点と、もう一つは原料麦に對しても少し値を上げる必要があるのじゃないか。農村の副次的な仕事がない今日、やはりこういうふうな景気のいいビール麦に對しては少なくとも政府がもう少し考へる必要があると思ひます。その点はどういうふうに考へておられるか、これも関連して承つておきたいと思ひます。

○上田説明員 従来米の生産につきましましては、技術的にそのビール麦の発芽能力などもあるようございまして、ビール会社自身が特約栽培というふうな形で相当農民の方から買ひ上げておつたのが実態のようでございます。ただできるだけ国内で間に合わせるという方針のもとに、極力原料は、たとえば発芽能力が普通なら九〇〇以上というものを、今度八〇〇

ものでもなおビール会社に買つてもらふ、そういうようなことも農林省の指導でビール会社は応じておるわけでございます。値段の問題その他につきましては私まだつまびらかにいたしてませんけれども、ビール会社の気持としてはできるだけ国内産で間に合わせるという気持になつておるようでございますので、今後ともビールに適した麦を作つていただいて、農村が潤えば大へんけっこうだと思ひます。

○久保委員 関連。ただいまビールに關連してビール麦の問題が出ておりますので、一つだけお尋ねしたいのであります。

御承知だと思ひますが、ここ三、四年米ビール会社といわゆる酒造組合と生産農民との間の取引関係は混乱しているわけなんです。従来麦耕連というものがある。これは生産団体ではなくて、指導団体というふうになつておるものであります。実際はビール四社の下請機関ということでやつておるわけなんです。そこに不満を持った農民が系統共販をやろうといふことで、ここ二、三年米系統共販の形も出てきておる。ところが御承知のようにビール四社は、その系統共販に對しては、従来米の麦耕連の取引と比べて相当の差別待遇をやつておる。そうしますと、ただいま大蔵省の御見解では、農林省と同様に国内産麦をもつてこれに充てるといふ御方針でありまして、この増産あるいは品種改良というふうなことであります。ところが、実際に取引関係がそういう差別待遇をされておる現実においては、残念ながら先ほどお話があつたやうな線には沿わないのじゃないかろうかと思ふ。もちろんビールそのものの生

産なり取引関係は大蔵省の関係ではないと思ふのでありますが、いわゆる酒税の問題一つから考えましても、全体的に見ても、これはあなたの方に比重がたつてあると思ひます。ところがビール四社は大蔵省に対してどういふことを言つておるかわかりませんが、残念ながら大蔵省は言つた通りに取引関係は非常に混乱しておる。公取においてもいろいろ疑問を残したまま今日おるわけですが、われわれは今日ビール会社は今年度において六万五千トン輸入してほしいといふことも聞いております。もちろんこの六万五千トンが絶対にビールの生産に必要な、国内産を洗いざらい買ひ集めてもそれでは足りないといふことがあるかもしれませんが、実際は生産をはばむところの取引関係を、大蔵省自身もビール会社に反省を求めるといふ態度がなくては、先ほど佐藤委員からもお話しのように、生産農民は納得しがたいであろうと思ふのです。この点についての改善の考えがあらうかどうか。いかがでしょう。

○上田説明員 われわれの酒の税金の關係から申しますと、ビールの基準価格は御承知のように従来百二十五円でずっと据え置きになっておりまして、大衆に対してはできるだけ高いものを飲ませないやうな形を指導しておりますので、原料面において生産会社ができるだけ安い原料を仕入れようといふやうな努力をしてきたであらうといふことは推定できます。ただどんな価格が適正であるかという点につきましては、私は資料を今ここに持つておりませんが、意見は差し控へさせていただきますが、今回のモルトの輸入申請の問題は、予想外にビールの消費が伸びてきた、そういう意味で八〇%の発芽能力を持つ原麦を買ひましてもなお材料が足らぬといふことで申し込まれておりますので、将来の方向といたしましては、できるだけいいものを作つてもらつて國産を使うといふことに、われわれの方は異存はございません。ただそのテンポなりタイミングなりといふことは、今後農林省ともよく御相談をいたしまして、善処していきたいと考えております。

○久保委員 このテンポといふか、そういうものを考へてやつていきたいといふことですが、現実には、実際に足らないといふこともわれわれは全面的に否定するわけではございませんが、国内の生産態勢を今のような混乱のまま差別待遇をさせておいて生産を上げていくことは不可能であります。これは大蔵省自身も、ビール四社、酒造組合に対して重大な反省を求めるとが当然ではなからうか。これを裏づけとして、さしあたり三万なら三万を輸入するというならば、生産農民も助みが出ると思ひますが、差別待遇をして、実際には、ことしの買ひ入れの契約はまだ系統共販がきまつておらないではなからうか。麦耕連はきまつておる。さらにもう一つは、間もなく起くるのでありましようところの今年度まき付けの種子について、種子は御案内の通りビール会社が独占した形になっておる。これはもちろん農林省の問題でもありますが、そういうものをこの際つきりした形に片づけることは、まず大蔵省に責任の半分くらいはありはしないか、こういうふうにおもう。農林省は全面的にやる。しかし残念ながら農林省に

は、このビール四社を押えるといつては語弊がありますが、これを指導するところの力はないといふふうなわれわれ考へておる。そういうことでありますから、これは國全体として、選択的拡大といふことで大・裸麦の転換は二回にわたつてつづけたけれども、実際において、政府の方針としても、大・裸麦は要らないのだ、ついでは大麦の転換はビール麦以外に方法はない、そういうことから、全体的に考へてこの取引関係を正常化するやうに、早急に大蔵省で手配をしていただきたいと思ふのでありますが、この点いかがですか。

○上田説明員 先ほど申し上げましたやうに、現在まだその間の取引条件のことなどをつまびらかにしておりませんので、農林省ともよく相談いたしまして善処したいと思ひます。

○久保委員 御承知になっていてもそれは御承知にならぬといふことでございしますが、実際は、たとへばこの麦耕連に対しては、指導費として一俵十七円のリベートといつては語弊がありますが、そういうものが従来ある。ところが同じ生産団体であるところのこの系統共販については、まだこれは未解決であります。さらにもう一つは、蔵入れ料なり運搬料についても未解決だとわれわれは考へております。そういうことでは、残念ながら系統共販にいたつた生産者である農民は、非常に不当な圧迫を受けているといふことであります。そういう点は十分あなたが御承知であると思ひますが、そういうものを解決することもこの際必要ではなからうかと思ひます。あとでまたわれわれは党としてあなたの方にも参ります

が、このことを一言申し上げておきます。

○佐藤(觀)委員 ビール会社が非常に太つて、ビールを作る麦を作つては百姓は飢えるといふやうな現象が出てきておるわけですが、日本のビールは、ドイツあたりに行きましたも非常に優秀だといふことを聞いておりますが、今、同僚委員の言われたやうな意味もありまして、ぜひ一つ善処していただきたい。先日もちよつと伺ひましたが、御承知のやうに、ビール販売業といふものは、マージンの問題がからんで、十二円のおきびんを七円にするといふことがだいたい具体化したやうな話を聞いておりますが、その点について、あなたの方にはどんなやうに主張されておりますか。せつかく十円安くなつても五円おきびんが上になれば、結局受ける大衆はばかにならないと思ひますが、そういう点に対してどういふ方針になっておるか、あらためて伺ひたいと思ひます。

○上田説明員 私たちの方で現在考へておりますのは、十円税金が減税になりますので、ビール大びん一本百十五円という形で、今回の税法改正に伴う基準価格改定をやりたい、このやうに考へております。その際、従来十二円おきびんを引取るやうなやうな趣旨の基準価格の規定がございましたが、この点につきましては、従来もこのやうな基準価格の規定をびんまでいたしたものはほかにないので、清酒にいたしまして、その他洋酒にいたしまして、びん代についてまで基準価格を定めたといふのはございませうので、これもほか並みに十二円といふものははずす。しかし行政指導とい

たしましては、できる限り従来の線に沿つた買ひ方をしたいといふことにはいたしてはおりますが、ただいま御指摘のやうに、自由になかまですと、そこにおのずから急激な変化があつては困るので、最低限七円以上小売屋さんあるいはびんの買ひ集めをなさる方はやつていただきたいといふやうなことで行政指導したい。實際問題としてどうなるかと申しますと、大部分と申しますか、約半数くらいは従来の十二円という価格でとられる向きがあらうかと思ひます。しかし最低七円といひますと、やはり七円以上でございまして、八円なり七円といふところまで下がる向きもあらうかと思ひます。平均いたしますと、十二円とる人は半分くらいあるのではなからうかといふ予想でございします。それでこの問題は、生産者とそれから卸小売の方でどうやって、自分たちはどの程度のものかといふことを十分相談し合つて、できるだけ消費者に迷惑をかけないようにという形で相談を願つておりますが、なおまだ結論が出ない段階でございします。ただ状況といたしましては、最低七円以上といふことで考へております。

○佐藤(觀)委員 ビール会社のもうかつていることは一般に知られておるから、あまりそれ以上のことは言いませんが、最後に二、三点みりんのことについて、先日堀委員からいろいろ質問があつたやうであります。どうもいろいろみりん業者と話をいたしましても、まあ開税部の方ではわかつてはいるけれども、どうも村山さんの方の主税局の方が理解が非常に低い。主税局の方は、これは指導的などであつ

たしましては、できる限り従来の線に沿つた買ひ方をしたいといふことにはいたしてはおりますが、ただいま御指摘のやうに、自由になかまですと、そこにおのずから急激な変化があつては困るので、最低限七円以上小売屋さんあるいはびんの買ひ集めをなさる方はやつていただきたいといふやうなことで行政指導したい。實際問題としてどうなるかと申しますと、大部分と申しますか、約半数くらいは従来の十二円という価格でとられる向きがあらうかと思ひます。しかし最低七円といひますと、やはり七円以上でございまして、八円なり七円といふところまで下がる向きもあらうかと思ひます。平均いたしますと、十二円とる人は半分くらいあるのではなからうかといふ予想でございします。それでこの問題は、生産者とそれから卸小売の方でどうやって、自分たちはどの程度のものかといふことを十分相談し合つて、できるだけ消費者に迷惑をかけないようにという形で相談を願つておりますが、なおまだ結論が出ない段階でございします。ただ状況といたしましては、最低七円以上といふことで考へております。

たしましては、できる限り従来の線に沿つた買ひ方をしたいといふことにはいたしてはおりますが、ただいま御指摘のやうに、自由になかまですと、そこにおのずから急激な変化があつては困るので、最低限七円以上小売屋さんあるいはびんの買ひ集めをなさる方はやつていただきたいといふやうなことで行政指導したい。實際問題としてどうなるかと申しますと、大部分と申しますか、約半数くらいは従来の十二円という価格でとられる向きがあらうかと思ひます。しかし最低七円といひますと、やはり七円以上でございまして、八円なり七円といふところまで下がる向きもあらうかと思ひます。平均いたしますと、十二円とる人は半分くらいあるのではなからうかといふ予想でございします。それでこの問題は、生産者とそれから卸小売の方でどうやって、自分たちはどの程度のものかといふことを十分相談し合つて、できるだけ消費者に迷惑をかけないようにという形で相談を願つておりますが、なおまだ結論が出ない段階でございします。ただ状況といたしましては、最低七円以上といふことで考へております。

て、業者と直接関係がないからという点もあるかと存じますが、今度のアルコール分が十三度以上十五度未満の問題について、二度の含みを持ってもらいたいというような、こういう強い要望があるわけです。先日もお伺いいたしましたけれども、どうも納得できないので、その点についてどういう御意見を持っておられますか。これは村山局長でけっこうでありますからお伺いしたいと思う。

○村山政務委員 これはみりんに限り
ませず、合成清酒、酒につきまして
も、従来基準度数をそれぞれきめてご
ざいます。基準度数がいいか悪いかと

うことになしたわけでございます。
加算税率の適用を排除したわけでござ
います。従いまして、その基準度数は
従来通り一度でいいではないか。その
かわり高い度数を出したら、それは
それなり基準度数で盛られた一度当
たりの税率を普通に納めていただけ
ばいい、こういうことにしたわけでござ
います。この点はひとりみりんのみな
らず合清酒、清酒につきましても同
様のことをいたしました。その場合の
基準度数そのものをどうするかという
問題は、三種とも従来の通りにいたし
ました。こういういきさつでござい
ます。

ランスで考えておるわけでございます。それで今度みりんでございますと五〇％ぐらい下がっているわけでございまして、それで度数が高ければ、これはやはりアルコールの問題でございしますの、で、度数が高くなればそれなりに、一度当たり高くなればそれだけよい納めていただくというのはやむを得ないことであろう。従いまして、問題は基準度数をどこにきめるのが妥当か。そのときに、でき上がったみりんの話ではなくて、みりんかすまで考えて全国的にやる必要があるかどうか、そういう問題であろうかと思うのでございします。結果として、もしやりまして

う無理を言うかというと、大企業の減税と、それから中小企業の減税の率を同じでは困るから、大企業よりも中小企業の方の、このみりんや酒について減税してくれというようなことを言うのです。これは少し私たちとしても今の現状では無理だということは知っておりますが、旧式みりんの形式のものものと、大きなみりんを作っている業者との間にいろいろな摩擦が起きておると思うのであります。だから村山局長の言われるように五〇％も減税したのだから、そう文句を言うなというような御意見のあるのもつともな点がありますが、何といつてもこれは没落的

て、たとえば昭和三十三年の九月三十日までには十五の方が一つ酒屋さんを営みたい、そういうことがございます。それからさらに一年たちまして三十五年の九月に九社の方が酒屋さんに転向される、そういうことがございます。転向されました大体その規模は、指輪にいたしますと一六五二というのが最初の酒屋さん、次が五一五の酒屋さんでございます。酒屋さんといたしますと、その四倍くらいの石数を作れるわけでありますから、これは中以上くらい酒屋さんがそこにでき上がってやる、こういう形だと思えます。これはみりん業者の方だけに限らず清酒屋さ

100

ございますから、われわれもそれに協力いたしまして、どうやって立て直していくか、あるいはどうやって生きていく方法を考えるかということに大きな関心を持って、その道の発見には御協力いたしたいと思います。これはある言い方をしますれば、金融的な面での考慮、あるいは助成ということも必要かと思いますが、具体的にどうやったらいいかということをご検討中でございます。

○佐藤(観)委員 酒税の減税の大きな法案が出ておまして、私たちは専門家でありませんから、詳しい事情を全部知っているわけじゃありませんが、ただ問題は、やはり今上田さんが言われましたように、近代的な産業の中で、旧式な酒屋さんとかあるのはみり業者その他の業者にはいろいろな欠陥があると思いますが、先日も泉さんからいろいろ伺いました。そういう点の改善もいろいろ必要であります。主税局並びに国税庁の間税部の方々が業者の立場を十分に理解して、一つあたたかい気持で善処していただくようにお願いいたしまして私の質疑を終わります。

○小川委員長 堀昌雄君。

○堀委員 きょうは本質的なことをちょっと伺いたしたいのですが、今佐藤さんがみりんの話をしておいでになりましたから、引き続き、この前みりん業者のシェアの変化をお伺いしておきましたから、お答えをいただきたいと思ひます。

○上田説明員 この間いわゆる本みりんの方で、堀先生のお話、いわゆる小業者が全体のシェアで二一％、三十五年度のが二二％にすぎないが、大

業者の上の二社でほとんど約七五％くらいにシェアを取っている、そういうお話がございましたので、みりんの甲類で一応そのシェアの傾向を申し上げてみたいと思ひます。

いわゆる小業者のシェアが昭和三十一年BY、三十一酒造年度で二八％でございます。それが三十二年、三十三、三十四とどのような変化をいたしましたかを申し上げますと、二八から二六・九、二五・一、二二・八、三十五年で二一・〇、そのような変化をいたしております。お聞きの通りシェアはだんだんと減少していく傾向にございます。しかしながら絶対量から申しますと、三十一年から、このその他の方の絶対量の伸びの指数を申し上げますと、三十一年から三十二年の対前年比は一一・二％、これはほとんど清酒よりも伸びている格好でございます。それから三十二年に参りまして一一・〇％、三十四年には一一・一％、ただ三十五年は若干伸びが落ちましたが、それでも一〇・九％という数字を示しております。シェアはだんだん減っていきまして、絶対量はふえていく、そういう傾向を示しております。

ついでに、みりん全体、本直し等を含めましてシェアを御参考までに申し上げますと、本直しまで含めまして、その他の方のシェアは、三十一BYでは二八・五％でございます。同様に三十二年からの変化を一応とりまして、三十二年には三六・一％、三十三年に三三・六％、三十四年に二九・五％、それから三十五年はただいま申し上げました二八・五％、これはごらんの上げまじり減少いたしております、みりのお絶対量から申し上げますと、みり

ん全体での絶対量は、先ほどの本みりんに比べますとシェアは減っております。伸び方は本みりんほど伸びておりませんで、三十二年から三十三年にかけての伸び率は九二・九％で、逆に約七五％減っております。それから三十四年になりますと、前年比で一一・一・六％で、ほとんど横ばい、三十五年には九二・一％、まあ横ばい、そういうような傾向を示しております。

○堀委員 絶対量はふえておるとおっしゃいます、そのふえておる絶対量というのは、大手が入ったの絶対量でございます。今の中小といえますか、二一％のシェアに該当する業者の絶対量がこういうふうなふえておるのですか。

○上田説明員 本みりんの絶対量の指数は、その他のいわゆる二一％の方たちだけの絶対量の伸びでございます。○堀委員 実は、私と見てみれば、と覚えておられますが、本みりんだけについて見るならば、総体の絶対量に今の伸び率よりは著しく伸びておると思ひます。というのは、シェアが減っておりますにもかかわらず絶対量が伸びておるといふことは、総体としていえば、さらにこの伸び率より大きな伸び率を示しておるといふことになると思ひます。問題は別でありまして、ここで私、実は昨日資料を調べておいて気がつきまして、ちょっと知識がないのでお伺いしたいのですけれども、しょうちゅうに甲類、乙類とございまして、この甲類、乙類については、蒸留器の性能が何かの相違で、片方はかなりコストが高くなる、片方は安くなるということ、同一製品が終末では出てくるにもかかわらず、税率

に差があるようにそこで見受けたわけですが、それは、この税率に見合うほどの差がコストの中に出てくるという計算の根拠があるのでしょうか。

○村山政府委員 これはコストももちろん違いますが、で上がってくる製品が相当違うものでございます。甲類でございますと、連続式蒸留器でございますので、実際は九十八度くらいで、純粋アルコールに近いものが出て参るわけでありまして、それを薄めていくという形でございます。乙類の方であります、例のフーズル油とか、それからアルデヒドとか何とかいう不純物、不揮発性のものが残ってくる。それが残った方がうまいという人もあるそうでございまして、不純物が残ってくるという点で相当違ってくるわけでありまして。

○堀委員 片方はアルコール蒸留器のようなもので、片方は普通の何と申しますか、原始的な蒸留器なんだろうと思ひますが、これを税率で見ますと、これは一・八リットル当たりでありまして、二十度のもので甲類は六十三リットルに、乙類は四十八リットルに、これに對して、この差額が約十五リットルから一・八リットル当たりあるわけですが、この差が今のコストと品物の性質によつて違つて、こう言われておるわけですが、終末価格が同じだから、終末価格は同じであるということ、私はやはり製品が同じであるということではない、製品が違つたなら終末価格が違つなければおかしいと思ひます。私は今の答弁は、コストが違つたから、その分だけ基本的な生産の容態が違つたということ、税率が違つたというのなら理解はできるのですが、多少ものがまじつてい

るとかどうとかということ、終末価格が違つたのなら話はわかりませんが、同一価格になつてくる点では理解ができませんが、そこはどうですか。

○村山政府委員 理論的に厳密に申し上げますれば、堀先生のおっしゃる通りでございます。コストの違いだということでございます。従来も単位数量当たり十二円程度の税差を設けてございまして、それはコストの違いに言われておるわけでありまして、今度さらに三円の価格差をつけたということでございます。

○堀委員 これまでと今度とでは差がついたということは、そうするとそれはコストに差がついたということ、それは税額の取り方がそういうことではなしに、何かどつちか片方固定した格好で出ているのじゃないかという感じがするのですが、これを出してきた経緯をちょっと伺ひたい。

○村山政府委員 これは標準物は普通は二十五度で計算しております。二十五度であります、従来は十六リットルとございまして、これは十六リットルとございまして、これは大体の差額が約十五リットルから一・八リットル当たりあるわけですが、この差が今のコストと品物の性質によつて違つて、こう言われておるわけですが、終末価格が同じだから、終末価格は同じであるということ、私はやはり製品が同じであるということではない、製品が違つたなら終末価格が違つなければおかしいと思ひます。私は今の答弁は、コストが違つたから、その分だけ基本的な生産の容態が違つたということ、税率が違つたというのなら理解はできるのですが、多少ものがまじつてい

○堀委員 そこで今度はもう一つ、と伺ひたいのは、専売アルコールですね。専売アルコール払い下げの価格と

自家製造のアルコール原価といいますが、大メーカーの自家製造アルコール原価といわれる専売による払い下げ価格との差は今一体幾らでしょうか。キロリットルでもどちらでもけつこうです。

○村山政府委員 たしか、今資料を探してありますが、かなりものによって違いますが、一石当たり五千円くらいの差はあるように覚えております。

○堀委員 そこでこれはまたみりんに返るのですが、本みりんの製造者の中で、新式みりんと旧式みりんというのは、新式みりんというのには自家アルコール製造業者が自家製のアルコールを使ってやる。それから旧式みりんというのはいろいろ皆さんのお骨折りによって専売アルコールを購入して、それを上台としてやる、こういうふうになつてゐるのです。そうすると原価上におけるコスト差が、今おっしゃつたように石当たり五千円ある、こういうことがはつきりしました。しょうちゅうの場合には税制の差が甲類と乙類については、理論的にはコストの差をもとにして、要するに蒸留器によるコストの差をもとにして税制に格差がつきました。甲類と乙類と。それならばアルコールを自家醸造しておるものと、それから専売払い下げによるものとの間の石五千円の差は、当然私はこれと同じもの考え方によって、末端における品物が同一であつても、税率において格差があつてしかるべきだと思ひますが、それはどうですか。

○村山政府委員 先ほどのアルコールの甲類、乙類のお話をしたときに、末端価格が同一である場合にかかわらず、税率の差があるのは何か、だから末端価格を同一にすべきであるという前提をとつた場合には、おっしゃるようにコスト差がございませんと、いうことになるだろうと思ひます。ただ実際問題としてはこの製品が全く違ふという事は事実でございします。ですから今の末端価格という問題を除いて考えれば、これは末端価格を同じにするかどうかは別問題でございします。が、除いて考えれば当然そこに税差はあつていいのだ。コストの問題でなく、消費税プロパーの立場で考えまして、ただその場合にはもしそうであるとするれば、末端価格においてもその差をつけるべきではないか、こういう理屈にはなろうかと思ひます。ですから私はまだ不明瞭なお答えをせざるを得なかつたわけですが、実は税差というところを、税制の方だけで言ひますと、実は酒類が違ふという点も同時にやらんでおるわけがございします。これに對しまして単純に今のコスト理論からくる旧式みりんあるいは新式みりんというものは、これは製品が同じでございします。その点はこれは企業対策の問題でございします。で、国税庁の方でせつかく専売アルコールその他の払い下げを願つておるといふ問題でございします。もしコスト差があつた場合には税率も違ふべきであるというのを正面切つて出しますと、これは消費税でなかりまして、すべての酒類についてその問題が出てくると思ひております。ですからコスト差の問題は実はほんとうに言ひますと、税率の問題では從來表面的には問題にならないであらう、やはり酒類の性質からくる問題と、うのが、やはり税率をどうするかという問題の基本でなければならぬといふふうになつておるわけであらう。

○堀委員 話の筋道からするとやはり理解しにくいです。おっしゃるようによちゅう甲類と乙類と度数が同じで価格も同じにしてゐるわけですね。〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

だからしょうちゅうという名称は、なほど飲んでみると多少味は違ふかも知れませんが、しかし少なくともしょうちゅうとして価格が末端価格全部同じです。これまでも同じ、今度も同じ、そしてその税差はこの前と今度の間で差が違ふわけですね。だから私が今あなたに伺つたのは、一体この前と今度の税差はなぜ違ふのかと伺つたら、それはコストの差で違ふのだと今お答えになつたわけですね。税差があるのは何かという、それはほかにも要素がありましてという点は承知いたしました。しかしその税差が今度変わつてきたのは何かといつたら、それはコストの変化を考慮いたしました。三円か幾らか考慮した、そうするとその考え方の中にウェットが非常に入つてゐるわけだから、それはものの考え方筋道としては、これは一つは甲類のしょうちゅうと乙類のしょうちゅうは私は業者対策があると思ひます。甲類はしょうちゅうというものは大企業だと思ひ、乙類はしょうちゅうというものは中小企業者でありますから、当然そこで中小企業者が陳腐なる機械を使つて製造してゐるところは、しょうちゅうとしては、ほぼ同じようなものが出るけれども、しかしそれは結果として出てゐるわけですね。別のものを

を作らうと思つてやつてゐるというところよりも、機械がいか悪いかによつて、結果として起る差がついておるだけであつて、当初の目的は同一の原料からやつてゐると思ひます。全然これは違ふのです。片方はイモを使い、片方は米を使うというように、甲類と乙類は原料まで違ひます。

○村山政府委員 今のお話、まず末端価格を固定しておいてお話しになると、理論的にはそこへいかに差を得ないといふこととございします。私は率直に申しますと、末端価格を固定すべきものであるかどうかという点についてもう少し検討を要しますが、その点に問題があるのではなからうかと思ひます。税率としては、コスト差ではなくて、本来はその性質の問題であらうといふこととございします。そうであるといひますと、しょうちゅう乙は、今お話がございしましたが、原料において違ひます。しょうちゅう甲類はほとんどイモから作つておりますが、乙の方でございしますと、これは今の酒かすを使つてみたり、澱粉、米とか、いろいろなものを使つておるわけがございします。必ずしもイモを使うとは限りません。においも、片方は無臭で片方にはにおいがある。味も、片方はほんとうに純粹な味でございします。片方はやはりフーズル油その他、不揮発性のもので多少残つておるといふ問題がございします。そういう点がございしますし、このしょうちゅう甲類、乙類の税率の差というものは、昭和十五年以来ずっと置かれておるわけがございします。この際そこを理論的に詰めて一挙になくすといふことも、どんなものであらうかといふこととございします。ですから、

ら、末端価格を押えてこられまうと、なかなかつらいところとございします。○堀委員 私はしょうちゅう論議をするつもりではないのです。実はしょうちゅうも今の御趣旨なら、乙類の二十度物のようなものは、もつと下げるべきだ。密造酒が出ない程度にまで下げてゐるのではないかと気がしますが、これはあとでしょうちゅうのシエラの変化も伺ひたいからあとに残しますが、問題は、比較的価格の似ておるみりんの場合に、今おっしゃつたようにコストで一石当たり五千円大手の方が安いものを使い、中小のものが、専売アルコールを払い下げていたにいたしても五千円高いものを使つて、同一の税率で同一の終末価格で売れといふのは、どうも私は、さつき上田間税部長の言われた中小企業対策の逆を行つてゐるような気がして仕方がないのですが、そのところを、それは逆でございしません、これが順でございしますといえるのか、いや逆でございしますといふのか、ちよつとそこをど

○村山政府委員 この表は民間の平均でありまして、コスト差に従ひまして値段も違ふわけですが、平均いたしますと石当たりで二万一千六百四十八円くらいでございします。それに対して専売アルコールでございしますが、これが一万七千七百七十三円といふこととございします。約四千五百円くらい、これは非常に違つておるといふこととございします。今の旧式みりん、それから新式みりんの問題は、でき上がったものが全く同じだといふところに、税率を違へるといふことが非常に困難だといふこととございします。もしそれと

りますと、これは全酒類に波及してしまふべし、こういうことになるのだらうと思ふのでございます。

○堀委員 順か逆か、問税部長でけっこうです。

○上田説明員 しょうちゅう甲類の値段と乙類の値段は、基準価格で、同一の基準価格で一応出してありますが、実際問題としていましては、実は最近の好みでございまして、従来はしょうちゅうといふ大体乙類のしょうちゅうだつたようでございますが、最近甲類のしょうちゅうが好まれるというようになつてゐるようでござい

ます。どうしても甲類に押される傾向が、同じに並んでおりますとあるようでございます。地方によつては違ひますが、鹿児島では本格的な乙類のしょうちゅうの方がよい売れるというところのようでありまして、そういうような関係で、実際コストも高いが、同時に売るためには若干基準価格よりも、たとえば銘柄物の甲類がある値段、基準価格あるいは基準価格よりも若干アップした値段で売れる場合には、若干基準価格より下回つたところで売らないと、乙類は並べておくと売れないという現象があるようでございまして、税率の差がありますと、そういう点でコスト差が一体どの程度までかということになります。乙類はやつとそれと売つていける、小さい方はそれで息をついておられるということにならうと思ひます。それは順と言へるのではなからうかという気がいたします。

○堀委員 私が逆だというのはみりんの方です。みりんの方は中小の方が高いコストのものを売らなければならぬ。コストの高くかかつておるもの

を、同じ税率で同じ価格で売らなければならぬ。しょうちゅうの方は大手と中小の間に多少配慮がされておる。そうしてみるとあなれたがさつき中小対策はいろいろしなければならぬと言われた、そういう考え方は逆じゃないですかというのを言つたわけですね。

○上田説明員 みりんの問題につきましては、従来の甲、乙、今度本みりん、本直しとなつておりますが、生産方法が全く同じで、ただ大規模かどうかという点で、しょうちゅうの場合のように連続式蒸留器あるいは単式蒸留器、それでできてくるものが違ふというのではなしに、でか上がつたものは全く同じだ。そうするとコスト差があると税率差を設けるべきかということ。これは酒屋にいたしましては醸酒屋にいたしまして、それぞれコスト差といたしまして、それを一々理論的に税率に織り込んでいくことは困難だろうということになるわけでありまして、しかしいづれにいたしまして、原料になるアルコールの生産費といふものは、商売をやつていかれます場合に相当大きな影響を持しますが、ただいま主税局長からも御説明申し上げましたように、実はアルコールの甲府のアルコールでございまして、ピンと申しますかキリと申しますと、コストの安い方になっております。その安い方と同じものを甲類の製造者がみなそれだけのコストでできるかというところ、必ずしもそうではない。しかし一流のところはその付近で作つてゐる。そうすると一々そこの値段のアルコールを乙類の小さいみりん業者に供給し

て、少なくとも原料費のコスト、直接のコストを下げてやるような努力は従来もやつてきたわけですね。初めは原料アルコールの中の五〇％を安い専売アルコールだったのですが、最近七五％まで専売アルコールで、最近五〇％になりました。その先の二五％は、この間申し上げましたように専売アルコールを食料品に使つて、他のしょうちゅう蒸留業者の権益を侵すのはけしからぬという議論もありまして、安いか一〇〇％まである人に供給するということとは、なかなか反対も多いのでかかぬ。しかし実際問題といたしましては石数もそう大してございせん。多くて四千石で、三千石か三千五百石くらいでございます。まあしょうちゅう業者の方に、みりんの方は困つてゐるから専売アルコール並みの値段で今後ともやるようにしてくれないかということ、後援はいたしております。そんな格好で、できるだけ直接コストは競争できるような形には努力いたしておるつもりであります。それで順かと思つております。

○堀委員 これはたまたま具体的な例の中に出ておりますが、今後の酒類の中で今問題がありますが、しょうちゅうと合成酒とそれからみりんが、格別大手と中小の間に差がある。清酒もだんだんそういう傾向になるでしよう。そこでこれは私の思ひつきな見ですが、しょうちゅうの甲類、乙類を見ながら感じたことは、精製石数に応じて何らか少し配慮を今後やつていくことではないのかどうか、ともかく一万石以上作るとか十萬石以上作ると、千石や千五百石作つておるものと、同じ税率というのは、片や合理化はで

きる、宣伝はできる、非常に強力にいくわけ、今間接税というのとはともかく一率課税というのがどうも原則のようですが、私は酒類はもつと減税をしなればならぬと思ふのです。上の方を上げるということを言いたいわけではないのですが、下の方をそれらの競争が今後できるように、少し精製石数に伴つた配慮をする必要はないのかどうか。これは中小企業対策の面として、さつき部長はお触れにならなかつたけれども、今後われわれが真剣に検討してみよう価値のある課題ではないか、こういう感じがいたしますが、主税局長、あなたの感觸はいかがですか。

○村山政府委員 率直に申しまして、非常にむづかしいことであらうという感じがするわけでございます。間接税の建前は、何となくとも消費者を中心とする税制になつております。それが技術的に従價税であるにしろ、従量税であるにしろ、これは消費者がその金額を支出する場合の話を考へております。他方において今の生産コストを考へていくといふと、言つてみますとかなり直接税的な考へ方の問題でございまして、同様の問題は国税において、地方によつてそれぞれ生活費が違ふことを基礎に織り込めたいという御主張も、一方においてあるわけでございます。これも理論は理論かもしれませんが、事柄の性質上非常にむづかしいのではないかと。おそろく実行ということになりまして、非常な紛議をかもすのみならず、私は理論的には原則としては受け入れられない性質なのではないかと思ひます。かりにやるとしても、実行を困難であつて、かえつて非常な不公平を来すという予

感が出てならないわけでございます。○毛利委員 長代理 関連質問を許します。藤井君。○藤井委員 今中小企業メーカーとしての清酒業そのほかの税制からんでの質問だと思ふのでありますが、この前私は、西ドイツは、ビール税を施行しておるやり方が、作つておるビール・メーカーの規模によつて税金のかけ方を変えておる、そして大メーカーが作つておるビールに対する課税は多く取る、小規模のメーカーに対しては少ない課税をやつておる、こういうことが西ドイツにおいては行なわれておることを、ある専門の雑誌で読んだのでありますが、そういう配慮を、今、堀委員からの質疑の中で、主税局長としても一べん検討してみなければいかぬのではないかと。われわれはもちろ

ん究極的に消費大衆の利益を擁護するといふ、この大前提を無視するといふ考へ方はさらさらない。ただ問題はそういうものを考へて、やはり中小企業をも大いに育成していくことが必要ではないかといふふうなことを考へますので、西ドイツのビール課税方式といふものを御検討していただいて、もちろん国によつていろいろ事情は違ひましようから、日本にそれが導入できるかどうか、御検討をお願いしたいと思ふのでありますが、局長のこれに対する御見解を承りたいと思ひます。

○村山政府委員 ドイツのビールに対する税率が、規模差によつて差等が設けられておることは承知いたしておりますし、この点は非常に特異な例でありますので、そういう外国の資料について、こういう考へ方があるというところで、政府の税制調査会でも御披露し

て、少なくとも原料費のコスト、直接のコストを下げてやるような努力は従来もやつてきたわけですね。初めは原料アルコールの中の五〇％を安い専売アルコールだったのですが、最近七五％まで専売アルコールで、最近五〇％になりました。その先の二五％は、この間申し上げましたように専売アルコールを食料品に使つて、他のしょうちゅう蒸留業者の権益を侵すのはけしからぬという議論もありまして、安いか一〇〇％まである人に供給するということとは、なかなか反対も多いのでかかぬ。しかし実際問題といたしましては石数もそう大してございせん。多くて四千石で、三千石か三千五百石くらいでございます。まあしょうちゅう業者の方に、みりんの方は困つてゐるから専売アルコール並みの値段で今後ともやるようにしてくれないかということ、後援はいたしております。そんな格好で、できるだけ直接コストは競争できるような形には努力いたしておるつもりであります。それで順かと思つております。

これはビールに限らず、ずいぶん盛んなものであるということを感じております。税制の問題といたしましては、指導面は別でございますが、いわゆる広告税の問題、あるいは広告費否認の問題がございます。これらにつきまして、目下いろいろ検討しておりますが、何分にもこれが過大であるかどうかという問題、それからこれが事業を伸ばす上に、一体本質的にいって必要なものであるかどうか、現在の経済体制その他を考慮しまして、目下検討しております段階でございます。

○堀委員 それは一つ御検討いただきたいのですが、これはやはり中小との関係もあるのです。片方は広告しようにも広告費も出ないものと、さっきのみの話でも、広告が出れば宝みりんか、野田の万上ですか、こういうものの広告しか目につかないということになれば、そういう点でも実は相当な差がつくわけですから、そういう面でもお考え願いたい。

時間がありませんから先を急ぎますが、酒類販売上の問題ですね。皆さんの方の資料を拝見しても、非常に酒類の販売量がふえておるにも、かかわらず、酒類の販売業者は卸、小売ともに、昭和十五年に比べて非常に減っておりますね。パーセンテージで見ると、卸が一三・九割ですか、小売が二八・八割、ビールを含めて、二一・二八ですから、戦前よりは大体四分の一程度に販売業者が減っております。酒類の移出数量は非常にふえておまして、清酒で一八三割、ビールで四七三割というふうに入っております。人口も三割二分ぐらふえておりますが、販売する場所が非常に減っておりますというこ

とは、どうもやはり流通段階でもう少しスムーズにいくべきが、ひっかかりを起す一つの条件になっておるのではないかと気がいたします。税制調査会の答申でも、「酒類の原料の自由化の傾向、酒類の消費数量の増加等に即応した販売機構がいかにあるべきかを考慮しつつ、時宜に応じて所要の措置を適切に講ずる必要があると思われ。」というふうに入れられておるわけですが、これに対する態度は一体どうなりましようか。

○上田説明員 実は戦争前と——戦争になりましたいろいろな企業整備が行なわれまして、また酒の量も少なくなりまして、そのときに整備されました。小売の常数なども、これはいろいろなとり方がございまして、一般に二、三本置いておつても小売といつておつたようなときも昔はございまして、とり方でございますが、小売の常数は、あの当時から三分の一くらい減つておる。現在の数え方でありまして、十二万とか十万とか、いろいろ言い方はあります。小売の方はよく十萬といつておられます。その十萬の小売の方で、大体戦後はほとんどわずかずしか伸びないでございまして、現在は大抵十萬といつておりますが、それに酒の伸びは、今御指摘のありましたように、どの伸びが先細りになって困るのではないかという一般的な議論も、現在相当ある。これは卸売業者の免許をする際には、小売業者や卸売業者の方の生活を守るために、できるだけそういう組合の方の御意見を聞いた上で、新しい免許を

するようになつていような国会の附帯決議がございます。それに即応いたしまして、できるだけ小売の方、卸の方、組合の方の御意見を聞いて従来やつて参りました。反対だとおっしゃれば、なるべく免許しないでおくということとで現状まで至つたのです。ところが、何と申しましてもいろいろな形で消費者層もふえましたし、量もふえましたし、また地域分布もいろいろ変わつてきております。その実情に沿うような免許を当然考えなければならぬ。原則的にはそのことで参つたわけでございます。実際問題といたしまして、そういう従来の、なるべくならば意見を尊重するようになつていことで、反対があれば、まあまあということ、たな上げしておくとおつた現象がございまして、なかなか伸びなかつた。しかしこれもここまで酒の量がふえて参りますと、このままではいかぬのじゃないか。だからこまごまの課題は——去年度生産関係の自由化ということに一步進めたと考えておりますが、今度は流通段階の自由化と申しますが、免許の緩和と申しますか、実情に即応した緩和を考えていくべきではないか、そういうのが今のわれわれの課題だと考えて、そういう方面で問題を処理していかうと考えております。

○堀委員 大へんけつこうですから、何とかして一つ、そういう方法で御配慮いたしたいと思つてます。
〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕
次に、従価税の問題についてちょっと伺いたいのですが、さっきから洋酒の輸入関係で問題になりましたが、洋酒の輸入の保税地域からの引取価格と

現実の小売価格との間には、どのくらい差があるのか。サントリーではなくて、ジョニー・ウォーカーの黒と赤ですね。おわかりになつていれば教えていただきたい。

○村山政府委員 これは最近現在でございますが、シフ価格で申しますと、ジョニー・ウォーカーの赤、これは七百二円でございまして、小売価格三千八百円、ジョニー・ウォーカー黒、千六百十三円、小売価格九千円でございます。

○堀委員 そこで、今度の従価税で問題になりますのは、皆さんの方では保税地域からの引取価格に対する従価税ということに考えておられるのじゃないかと思つてますが、そこはどうでしょうか。

○村山政府委員 さようでございます。引取価格に対する従価税でございます。従いまして関税がかれば、関税込めるところでございまして参ります。

○堀委員 今の関税を込めての引取価格は幾らになりますか。

○村山政府委員 ジョニー・ウォーカーの赤で四百十八円プラスになりますので、引取価格は千二百二十円、それから黒でございまして、やはり四百十八円加わりまして千四百八十一円でございます。

○堀委員 そうしますと、これは今は皆さんの方では、従価税の非課税最高限度額等、政令で定めるものはまだございましておらないのですか。おらないとすれば、これはちよつと今ここで議論ができませんが、引取価格が千四百円のもの、市場価格、小売価格が九千円になるとすると、これは今の従価税のものをかけても非常に差があり過ぎて、従価税として国内産のものにと

てもこれはバランスがとれませんね。一体ここは皆さん、どう考えておられますか。

○村山政府委員 従価税をとる場合に、小売価格をとるか、あるいは製造者価格に相当する移出価格をとるかという問題は、もちろんあるわけでございます。本来からいいますと、酒税でございますから、これは酒税に限らず、従価税をとる場合には、小売価格をとるのが理論的だろつと思つております。しかし実際上の取り締まりの問題からいいますと、小売価格はほとんどとりにくいといふことで、現在物品税でも同じでございますが、ほとんど九〇％まではメーカー価格に対する従価税でいつておるわけでありまして、酒税につきましても、それらのことを十分検討いたしました。残念ながらいろいろな執行面の確実を期するために、これはやはり移出価格によらざるを得ない。国内器につけても、メーカーの製造場からの移出価格によらざるを得ない、こういうことでございまして。

○堀委員 そうすると皆さんの方の法律によると、ウイスキー特級は百分の百五十という従価税ですから、価格の制限は当然ジョニー・ウォーカーの黒ならひひかりますね。ひひかるとすると、千四百八十円のものに従価税をかけて、そうして小売価格、酒税価格の比率で見ると、大体どのくらいのとこになつておるのですか。現在はジョニー・ウォーカーの黒はわずかに七・七割なんです。これはどのくらいのとこまで上がりますか。日本産のウイスキーならば大体四〇％くらいのとこになつておるようですが……。

○村山政府委員 約二五％くらいにな

るだろうと思います。

○堀委員 どうも従価税——今の捕捉の問題から引取価格のところで課税するというところでしようけれども、九千円というような価格が生じるのは、これは大体小売価格というのはいくつ、このあたり出てくるのを見ても、何か基準価格があるのですか。小売価格はどうして出すのですか。

○村山政府委員 ウィスキーその他の雑酒については、基準価格は何も定めはございません。これは御承知のように、そのときどきの入り方によって非常に差のあるものでございます。入りますとこの九千円がぐっと下がるということ、おそろく九千円でございますから、この相場はジョニー・ウォーカーとしては最高の値段が出ておると思うのです。ですから、二千円くらいの幅はしゅちゅうあるわけでございます。ブランドでございまして、これは私の個人的な考えであります、最高の値段は五千円くらいの開きは絶えず出て参る。これは従来輸入割当をしておりまして、非常な希少価値が出てきて、その間介在しておる人たちが非常に多くて、結局マージンとなつて加わつてしまふということでございます。

○堀委員 自由化をされたあととはどうなるかわかりませんが、ここでは時間がありまからこれまでにしておきますが、やはり従価税の問題は、国内のものや国外のものとが、そういう点ではかなり問題が残るのじゃないかという感じが私はします、この点については何らかの御検討をお願いしたいと思います。

最後に、特殊用途酒類の廃止を今度

皆さんの方では提案をされております。そこで税制調査会の資料を拝見しますと、どうしてこれが予算の分が出るのかのかわかりませんが、消費数量、昭和三十六年度予算というので出ております中で、清酒の二級が三千石、それからビールが六千石というのが出ておりますね、特殊用途酒類。そうして現行の税制がもし通つたとするならば、一級については百一十円五十七銭、依然として減税後も特免価格との間に差がある。ビールについては、一本当たり八円の差があるというところが出ておりますが、ちよつと私これは目の予算で計算をしますと、両方入れて四千五百万円、あなた方はこれによって増税をすることになる。現状として、安い酒をもちつておる人たちが特免を取り上げるのによつて、農民その他この適用になる人たちが四千五百万円ばかりの増税をすることになるのです。今度の酒税の法律は減税の法律だと思つたのですが、増税を中て隠れてやるといふことにおかしなことが行なわれておるのですが、これについてはあなた方はどう考えておりますか。

○村山政府委員 これも、もともとが非常に沿革的な税率でございます。もし一般的減税が今後進みまして、そしてこういう格差を認める必要がなくなるときになつたら、できれば廃止したいというところはかねがね考へておつたわけでございます。今度大幅に減税をいたしますと、大体現在の税率が二級酒で言いますと、百五十三円現在メリットがあるわけであります。これに對しまして、今度の残る税金が百五十三円になるわけでございます。それに

百五十三円であつたものが今度減税いたしますと百五十四円、一円ばかり高くなりますが、ほぼ同じくらいになる。それで合成清酒でございますと、多少ございしますが、これらの高級のものは現在のところを言いますと、あまり特殊な用途には出ておりませんで、自家用に使われておるものが大部分でございします。

○堀委員 なぜ予算のあれを使つておるのか知らぬけれども、あなたの方の税制調査会の答申二百六十八ページには百四十八表にちゃんと出ておるのであります。清酒類として特殊用途酒類Aとして三千石、二級として九万四千石というふうに出ておる。あなた方はここに一級三千石と出しておるならば三千石に百一十円をかけるのです。そうすると三千三百四十五万円、それからビール八円というのはいくつは間違ひなく出ておつて、これも六千石とあるのだから、これをかけ合わせると、約一千二百万円、これだけあなたの方の資料で——私は自分で資料を作つて言つてゐるのではないのです。

○村山政府委員 私も同じ資料を見ておるわけでありまして、ただ一級と高級のものは、実際は特殊用途酒税として農家の方には流してゐないのです。これはいづれも従来の沿革からそれぞれメーカが使つておる特殊用途の酒類でございます。ですから下級酒の方、下級酒といひますか、税率の低い方、これは主として農家の方に行つておりました、ビールとか一級とかいふものは農家には流しておりません。

○堀委員 そうすると、それは自家用特殊用途酒類ですね。その中に「清酒、合成清酒、しょうちゅう及びビールの

製造者が労働者等の飲用に供する酒類で、所轄税務署長の承認限度内の酒類」そうならば今度は労働者が逆にそれは大へんだ、われわれ労働者の利益を守らなければならぬのが、これは四千五百万円も増税されるのは、これはなかなか重大問題ですが、これはやはりあなた方は増税だと言わざるを得ませんね。増税になりますね、四千五百万円という。

○村山政府委員 これによつて確かに税率は違つてきますから、増収になることは確かでございます。

○堀委員 さつきから局長は税制には沿革があるということをしるしはしておるわけですね。だから沿革があるものならば、その沿革を尊重する必要が第一あると思う。それではおっしゃるやうにだんだん税率が下がつてきた、そういうものに触れるものがなくなつた場合には自然なくなる。沿革があつて既得権としてあるものを、こういう格好で取り上げるということ、私はあなたの方の今までのお話とやこの点を異にするように思うので、私は特殊用途酒税を全部廃止するのではなくて、下に下がつたものはよろしいからはずされていいと思うのです。ただ上がつておるものはこれから少なくとも除くべきであると思う。だから合成清酒としょうちゅう類はけつこうです。清酒の二級も一円ですから、一円くらいはまあいいと思ひますけれども、一本当たり百一十円であつたり、ビール八円も違ふということならば、消費量の全面で四千五百万円になるわけですから、この点について私は与党の諸君も異存がないだろうと思う。こういう特殊酒税を今特にはささなければならぬ積極的な理由はないと思ふので、この点あなたの方では少し税率が下がるまでこれをやめるならば、私は今度の酒税は減税法案だと思ふけれども、これをあなたの方が残すならば、これは減税に名をかりた増税法案だということになると思ふ。

○村山政府委員 実際はこの特殊用途酒税という理由は、それぞれその従業員に飲ませるということでない、特殊用途酒税にはならぬわけですね。そういう意味でまた特殊用途酒税にしておるわけですね。実際には従業員に売つておるというの、ほとんどないだろ

うと思ひます。やはり従業員でございしますので、メーカの方負担において税金を納めてそれで飲ましておる。もし問題があるとすれば、どちらかといへば現物給与の問題の方だろと思ひます。これで特に従業員にビール屋さんが、メーカ等で売つておるということとは聞いておりません。ほとんど飲ましておる。

○堀委員 それはどつちが飲まそうと、それは税制とは別の問題であつて、だから税制としてはどつちが持つた方がいいということではないと私は思ふ。これはあなたの方はいふことをおつしやると、飲ますのが当たりまえだということの主税局長が言つたから、一つビールや酒の従業員はとにかく飲ましてもらえよう、もし金を払つたら主税局長のところにねじ込むぞ、こういうことになつてもいいか、ちよつと公の席上の答弁としてはいかがであらうと私は思ひますが、どうでしょうか。

○村山政府委員 もともとこれは戦時中の沿革の問題であり、数量も少な

い点もありまして、かねがね機会を見
て廃止すべきだということを考へてお
つたということが基本でございます。
おっしゃるようになるほど見ますと、
ビールとかあるいは高級酒については
ありますが、これは農村にないとい
うこと、それからその実情が大部分実
際は会社の負担においてやっております
ということ、その辺を考へましてそれ
が弊害がない、こう踏み切りまして
踏み切るののであれば今を置いてない
という考へで言っておるわけでござ
います。

○堀委員 実天野政務次官が決算委
員会にちよつと行くということでお
いでを願つたら、一向にお歸りになり
ませんので、私は税制の基本問題につ
いて政府の態度が伺えませんが、こ
れはちよつとやむを得ません。譲りま
す、明朝またこの分だけをちよつとや
らしていただきますから御了承をいた
だきたいと思ひます。終わります。

○小川委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんの
で簡単に伺いますが、酒税保全とい
う立場から、原料である酒米の問題に
ついて若干の質問をいたしたいと思
ひます。

現在酒米、それから主食の米、業務
用の米、こういう三本立になっており
ますが、これの販売価格、一つ三本立
のものを示していただきたいと思
ひます。

○田中説明員 ただいま私の方で米の
売り渡し価格に採用しております価格
は、主食用におきましては石当たり一
万八千五百円、こういうことになって
おります。これは石当たり全国平均で
ございまして、この中には東京都と

か、いろいろ級地によつて違つており
ますが、これは政府が卸業者に売る価
格でございます。従いまして、末端の
小売が消費者に配給する価格、それは
これよりも高くなるわけでございま
す。一応それを申し上げます。それか
ら業務用の価格でございますが、これ
は石当たり一万一千三百六十三円ぐ
らひだと思ひます。ちよつと今計数をあ
れしてありますが、それから酒米
の価格におきましては、これは石当
り平均一万二千五百九十五円という
のがことの売却価格、こういうこと
になっております。

○広瀬(秀)委員 三本立の状況がそ
ういう状況になっておるわけでありま
すが、この一万二千五百九十五円とい
う酒米の価格は、いつ決定をされま
したか。

○田中説明員 この価格は昨年の十一
月に決定をいたしました。

○広瀬(秀)委員 この酒米の価格の決
定の問題につきましては、いろいろ疑
問があるということで、第三十九国会
において堀委員からも相当詳細な問題
点をあげて質問があつたわけであり
ますが、毎年この問題が問題になる
ので、基準価格がきまりさえすれば、あ
とはもう自動的にきまつてくるとい
うような、すつきりしたものにすべ
きじゃないかということ、特に中間経
費としての運賃の問題、あるいは時期
別加算の問題等が、当面最も問題とな
るだろうということについてすつき
ります。その後その点についてすつき
りしたものにしようということから、
どういふ検討がなされておるか。そ
れでこの前の質問に対して、例の基準
価格において六百五十円の値上げを生

産者米価でやつたということに対応し
て、この価格が四百円から四百五十
円くらい上乗せという形になるのじゃ
ないかという答弁があつたわけですが、
その点は結果的にどうなつたわけ
ですか。

○田中説明員 酒米の価格の最終決定
については、毎年十月から十二月
にかけて、大蔵当局との関係にお
きまして、また業界との関係にお
きまして、決定の経緯が必ずしも円
滑に運んでなかつたという事実がご
ざいます。当委員会におきましても、過
去二、三年米いろいろ御意見をいた
だきました。特に昨年にございまして
は、今後の酒米の価格の決定等につ
いては、大蔵大筋の線がきまりま
すればそれのつとてかなり自動的
に価格が決定されるようなことを考
へるというお話がございまして、昨
年の酒米の価格につきましても大
体そういう線に沿つて、私の方も酒
屋さん、大蔵当局、食糧庁とい
うことで決定をいたしました。この
新米の酒米の価格については、大
体昨年決定したような線に沿つて
参りたという工合に考へてござい
ます。政府の買上価格、生産者米
価が毎年いろいろ変わつて参るわけ
でございますが、そういうものを基
準といたしまして、その間における
政府の諸経費等々も勘案いたしま
して決定をしております。この米
の現状でございます。ことしの米
にあつては、大体昨年きまりました
あつた大筋の考え方にのつてござ
います。きめて参りたいということ
でございます。それから生産者米
価が、昨年の場合は石当たり六百
五十円値上がりしたという事実が
あるわけでございまして、当時私
の方で算定をいたしましたも

のにつきました。その生産者米価の
値上りの要素はもちろぬ勘案いたさ
なければならぬわけでございませ
んが、同時に、その間政府の諸経
費を再検討いたしました。先ほど
に平均一万二千五百九十五円、こ
れは酒米の価格でございますが、こ
ういふことでは、先ほど申しまし
たように四百円と四百五十円とい
うようなことでは、先ほど申し
ましたように四百円と四百五十
円というお話がございまして、こ
れは私の方で中間的にいろいろ
政府経費の見方等について見
込んだ経過途上において、そ
ういふ見方も出てきておる
ということでございます。

○広瀬(秀)委員 時間がなくて急い
でおるので、そういうわけである
ことではなくて、一万二千五百
九十五円といふのは前年度に
対して幾ら上がったか、この
ことを端的に答えてもらえ
ばよいのです。

○田中説明員 三十五年産米の平均
は一万二千三百円でございますが、
三十六年度産米は一万二千五百
九十五円でございますので、石
当たり二百九十五円の値上り
でございます。

○広瀬(秀)委員 そういう工合に
して原則的には、自動的にな
るようには考へておられる
わけですが、この時期がいつ
でもおくれがちになる。そ
ういふ点で、今原則的に答
えられた点は非常に重要な
ことであつて、この決定が
ごたごたしたことは、業
者にとつて相当大きな問
題になつたはずであります。
これは国税庁の方も御存
じりであらうと思ひますが、
栃木県あたり、たとえば
新潟県から専門技術者を
雇い入れるわけですか。こ
れは季節労働

者の問題である。ところが、大
体幾日ごろには価格がき
まるであらう、そしてそれ
によつて配給操作がなされ
てあらう、こういうことを
予想して、労働者を十人
なり五人なりあるいは二
十人くらい入れても、今
度は米が、価格がまだ決
定しないから渡らぬ、こ
ういふことで非常な損害
を受ける、こういう実態
を国税庁はどんなふう
にとらえ、どんなふう
に考へてですか。

○上田説明員 従来は、と申しま
しても私の経験でございますが、一
昨年の価格が決定いたしましたのは
年が明けて二月になつてからだ
つたと記憶いたしております。と
ころが去年は十一月にきまりまし
たので、比較いたしますとかなり
早目にきまつたということにな
ります。しかしただいま先生が御
指摘なさいましたように、昔な
らば最終価格がきまる前に、現
物の輸送を暫定価格で許し願
つておつたわけであります。と
ころが今回は、政府物資を暫
定価格で出すということはいか
がなものであらうかという原則
論が生まれまして、それで当初
われわれが予定しておりました
より一ヶ月くらいおくれま
した事情でございます。大へん
残念な事情でございますので、
今後はそのようなことがない
ようにいたしたいと思つて
おります。

○広瀬(秀)委員 今後はそういう
ことのないようにするとい
うことでありますから、その
点しつかりやうにいた
だきたいと思ひます。こ
れも結局酒米の価格をど
ういふ算定方式を用いて
すつきりしたものにす
るかという原則に返るわけ
ですが、その点について
突っ込んだ具体的な検討
が今行なわれておるわけ
ですか、大体的な考え

の際聞かしておいていただきたいと思
うのです。

○田中説明員 先ほどお答え申しまし
て重複するようでございますが、昨年
取りきめました一万二千五百九十五円
という価格につきましては、大抵生産
者価格、それから政府の諸経費という
ようなものを勘案いたしましてきめた
次第でございますが、大体この筋に
のつとて私の方はことしの価格につ
いても見て参りたいという考えでおり
ます。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんか
ら、いずれましたこの問題のこまかい問
題を、日をあらためてやりたいと思っ
ております。

一つ資料を要求したいと思うのです
が、ビールの原料の需給関係、特に外
国からの輸入、麦芽の輸入、こういう
ような状況がどうなっておるか、それ
とあわせてホップ等の輸入の状況、そ
れから国内産の状況、あわせてビール
麦と麦芽の輸入、これらの資料要求を
いたしたいと思ひます。できるだけ早
く一つ出していただきたい。きょうは
時間がありませんので、簡単に以上で
終わります。

○小川委員長 午前の会議はこの程度
にとどめ、午後四時三十分まで休憩い
たします。

午後二時一分休憩

午後五時開議

○小川委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

国税通則法案及び国税通則法の施行
等に伴う関係法令の整備等に関する法
律案の両案を一括して議題といたし

ます。
質疑の通告があります。これを許し
ます。毛利松平君。

○毛利委員 先日、細田委員から国税
通則法の問題について、総括的かつ詳
細な質問がありましたので、十分意を
尽くしておると思ひますけれども、他
の角度より、なるべく重複を避けなが
ら数点について質問をいたしたいと思
ひます。

国税通則法のねらいは、御案内のよ
うに三点に要約できると思ひます。そ
の三点とは、現行の複雑難解な税法を、
納税者にわかりやすいものにするこ
と、各税法を通ずる基本的な法律関係
を明らかにすること、及び納税
者の利益に着目しつつ、各種加算税や
不服申立ての制度などを改善合理化
することであると思ひます。そ
こで、今申し上げました三つのねらい
のうち、基本的な法律関係を明らかに
するといふねらいについて、さらに具
体的にかつ詳細に御説明を承りたいと
思ひます。

○村山政府委員 こまかい点はいろい
ろございしますが、そのうちの大きな項
目を申し上げますが、まず納税義務の成立
がいつ成立するのか、従って繰り上げ
徴収、繰り上げ請求というのはいつま
でいけるのか、こういう問題がはつき
りしております。従ひまして、どこま
までいきましても繰り上げ請求は成立
後でなければいかぬわけでございま
して、そこまではさかのぼれないわ
けでございます。そういう意味で、各
税ごとに、いつその納税義務が成立す
るかという点を明らかにいたしましたし
た。それからいつ納税義務が確定する
のかという問題でございます。この確

定の問題につきましては、時効の起算
点、あるいは除斥期間の起算点の問
題、あるいは利子税、延滞加算税の問
題、あるいは脱税の既遂がいつ行なわ
れるか、こういう問題に関連するわけ
でございます。これまた現行法では
それぞれ解釈をまかされておるという
状況でございます。その点を、納税義
務の成立並びに確定といたしまして、
明らかにいたしましたことが第一点で
ございます。

それから第二点は、その問題と関連
するわけでございしますが、従来賦課権
と徴収権、この性質上の区分が必ずし
も明らかでございせんでした。従ひ
まして、その公示期間の制限が、その
性質上の差がはつきりしてないとい
うことでございします。ただ所得税法、
法人税法あるいは相続税法等におきま
しては、通常の場合、三年間に限つて
更正決定ができる、この規定がござい
ます。これは解釈上除斥期間と言われ
ておりますが、他の租税につきまして
は、同じく課税権について、それが除
斥期間であるのかどうか、またその期
間は一体いつなのか、何年なのかとい
う点が明らかでございせんでした。

国税徴収法の方では、一般に税に関す
る債権は五年でもって時効によつて消
滅するといふ規定があるわけでござい
ます。従来賦課といたしましては、こ
れは徴収法の五年でもって切れる、こ
う解釈しておつたわけでありませう。
解釈上おそろく賦課権は除斥期間であ
らう、こういうことを言つたにすぎない
わけでございます。そこでこの問題を
明らかにいたしました、今度の改正案

では、賦課権は、これは時効制度に服
するのではなくて、除斥期間である。
従つて時効の中断、消滅ということ
はない。これを第一点として明らかにい
たしました。しかもその公示の期間
を、各税を通じまして、原則として三
年といふことにいたしました。ただ無
申告の場合、脱税の場合は五年とする
というように明らかにいたしました。

一方徴収権につきましては、これは
すべて時効の制度に服するものであ
る。従来通り五年といたしました。
従つて、時効の中断または停止に服す
るのだといふことにいたしましたわけ
でございます。これが基本的な法律関係
を明らかにした大きな第一点でござい
ます。

第三点といたしましては、申告納税
を例にとりまして、当初申告があつ
て、その次にたとへば修正申告があつ
るときに、さらに更正決定がある、こ
ういふときに、だんだんもとの税額がふえて
参ります。そのときに、最初第二次以
降の処分があつたときに、相互の法律
関係、有効無効の関係はどうなるのか
はつきりいたしませんでした。まあい
ろいろの説がございまして、それはそ
のときに後の処分は置きかわるのだと
いう説、あるいはその部分が加わるの
だといふ説、あるいはそのあとの処分
が前の処分を吸収するのだといふよう
な説、いろいろ説がございまして、学
者によりまして、いろいろの呼び方を
してゐるわけでございします。今度はそ
の点を明確にいたしました。その増減
額にかかわる前の部分はそれらの修正
申告、更正によつて効力に影響ござい
ませんといふ点をはつきりいたしました
わけでございます。従ひまして、前の申
告に基づいて、かりに滞納いたしました

おつたといふした場合に行なわれ
る徴収処分、これは当然有効というこ
とになるわけでございします。大体解釈
もそれが多数説を占めておりました
が、その点を明確にいたしました。

それから第四点といたしまして、所
轄税務署という言葉を使つてゐるわけ
でございますが、この所轄税務署の観
念が必ずしも明確でないといふこと
でございます。住所は必ずしも移動が
あるわけでございします。申告の段階から
更正決定の段階、それから再調査の諸
求の段階、審査の段階、こういうふう
にずっと異動がございします。その手続
と手続との間で移動がある場合、同じ
手続間で移動がある場合、これらにお
きまして、一体所轄税務署所轄税務署
と言つておるが、所得税でございま
す。一年間期間があるわけでございま
す。さらに更正決定になりますると、
計算期間が一年ありまして、それから
申告期間がその間また三月十五日まで
あるわけであります。それで再調査、
審査といふわけでございまして、その
間所轄税務署と申しまして、住所は
転々と動くわけであります。そういう
ときに、一体どういふふうにして持
ていくかといふことを明らかにいたし
ました。

その他こまかい点につきましては相当
手を加えまして、それぞれ明確にいた
しました。おもなる点を申し上げま
す。その辺が大きな事項であらうと思
ひます。

○毛利委員 ただいまの説明によつ
て、基本的法律関係の内容がどうい
うものであるかといふことはよくわか
りました。

さらに、私は税法の民主化が国民の

待望するところであり、またきわめて大切なことであると考えます。この見地に立って、国税通則法を制定するに於いて政府はどのような配慮をされたのか、その点についてお述べを願いたいと思います。

○村山政府委員 税法の民主化あるいは税制の民主化と言うときに、これはいろいろの考え方があると思います。われわれが考えました第一点は、何しろわかりやすいものにするということでございます。どんな税法でも、やはり国民の方がよくわからなければ、その上に立っての批判が起り得ない。そういう意味で、何よりもわかりやすくしたい。これが民主化の第一だと思っております。先般もちよっとお答え申し上げましたが、大体千五百条中二百七十条くらい、条数が減らしたつもりでございます。それのみならず全体の構成を各実体法と手続的な通則法、それから滞納処分法、この三つに統一いたしまして、国民の国との税務行政の場面で接触するところは、ほとんど滞納以外は国税通則法に盛り込んであるわけでございます。そこに統一的に書かれておりますので、それを見ていただければ、どういった基本的な観念であるかということもよくおわかりになるだろうと思ひます。そういう意味で条文を減らすということのほか、体系的にもはつきりこの分野はここに規定してあるということ、納税者の方々にわかりやすかつたつもりでございます。それが第一点でございます。

算税の問題等でございます。そのほか、税務の救済手続につきまして、再調査、審査の請求を通じて、同時にまた今度設けられます行政不服審査法あるいは行政事件訴訟法、これ自身が相当民主化になっておりますが、これと平仄を合わせながら、さらにそれらの両方の考えを一步進めまして、通則法それ自体の中において納税者の利益をはかっていくという点でございます。それから若干こまかい問題になりますが、今の所轄税務署をはつきりいたす。その場合、いつでも納税者の便利を考へて、新住所の方に原則として窓口を持ってきたというふうなことは再審査の請求期間というふうな問題につきまして、期間を計算する場合、従来到達主義をとっておりました。これが当委員会でも過去において御指摘を受けたところでございまして、今度は各税を通じて発信主義をとつたというふうなことで、その他でございますが、おもなところは先ほど申したような点でございます。

それから、これは通則法そのものにはございせんが、通則法と思想的に表裏をなしている問題といたしましては、間接税全体につきまして、今度申告納税制度を採用したということも、やはり同じ考え方によっておるわけでございまして、原則として納税義務というものは、まず第一に納税者自身がきめる問題であるということにいたしました。これに伴ひまして、従来の移出免税あるいは未納税移出承認というふうな問題は、今度は手数料が省けまして、すべて申告段階で、そのことを申告すれば足りるようになったわけでございまして、おもな点はさようなことであるわけであります。

○毛利委員 国税通則法が、税法を民主的観点に立って制定しようとして、このこと、またその趣旨、苦心のほどはよくわかりましたが、そもそも国税通則法の立法の試みは、わが国では全く新しいものであると思ひます。欧米の主要国においては、このような租税の通則法というものが存在しているのか、してないのか、その点をお伺いいたします。

○村山政府委員 アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの例で申し上げますと、アメリカ、ドイツ、フランス、これはいづれもございまして。イギリスは非常に古い法典で、ございせん。アメリカは単一法典主義をとっておりまして、内国歳入法の中に、第一編、たとえば所得税というふうな、ずっとありまして、通則法はその中の一編として設けられております。フランスにおきまして、やはり同じような単一法典の中の一章としての通則法は設けられてゐる。ドイツはこれに對しまして、日本とちよつと同じような形でございまして、別にライイ租税法というものがございまして、これが共通法の役割を果たしているわけでございまして。英國は、税制を見ましても非常に歴史がにじみ出るような税制でございまして、そういう沿革の上に積み上げられた税制であります。従ひまして、通則法は英國にはございせん。

○毛利委員 租税関係のうちで最も基本的な、納税方法についてお伺いいたしますが、この納税方法については、従来から大別して申告納税方式と賦課課税方式とがあるといわれております。この両方のうちで、申告納税方式の方が民主的な納税方法であるといわれております。この点について政府の所見を重ねて承ります。

○村山政府委員 原則としてはお説の通りであると思ひます。やはりできるだけ申告納税方式に寄せ得るものは乗せていった方がいいと思ひます。そういう意味で、今度もおよそ申告納税方式に乗ると思はれるものは、全部乗せたつもりでございます。

○毛利委員 ただいまの答弁で、申告納税方式が民主的な納税方法であるというところはよくわかりながら、国税通則法で申告納税方式のほかに賦課課税方式が今なお残つておる理由は一体どこにあるかという点と、この際税務署長が税額を決定するという賦課課税方式をやめてはどうか、こういう点についてお伺いいたします。

○村山政府委員 申告納税方式の方が民主的であり、それだけ好ましいものだと思います。技術的にでき得る限りは全部今度申告納税制度に切りかえたつもりでございます。ただ残りまし

た賦課課税方式と申しますのは、幾らもないのでございまして、一つは税関引き取りにかかる消費税、これは賦課課税にせざるを得ないわけでございまして。と申しますのは、申告納税者でございまして、大体こちらに住所もあり、あるいは製造所もあつて、通常その業務あるいは自分の所得を知悉しているものでございまして。ところが関税でございまして、商品としての輸入物品のほかに携帯品もございまして。輸入物品にいたしまして、絶えず日本に入れるとは限らないわけでございまして。従ひまして、その価格を一体幾らにするかということを本人に申告さしても、これはなかなかむずかしいわけでございまして。またわからない場合には税関が査定いたすわけでございまして。そういう意味で、その関税そのものが、内国消費税でなくて、賦課課税をとらざるを得ない立場にございまして。もちろん一応形の上で申告はさせますけれども、しかしこれはほんとうに参

考までにとるのであつて、その査定価格が違ひますと、それによりましてあとはタリフでもって課税せざるを得ない、こういうことになりまして、その上に乗つかる消費税もどうしてもこれは賦課課税にならざるを得ないということでございます。ですから、保税地域から引き取る消費税は、関税との関連でそういうことになっております。

それから第二番目は、若干性質が違ひますが、取引税という商品取引によるものがございまして。これは現行の建前では、それぞれ取引員が前月中の取引高を取引所を通じて税務署長に申告いたすことになっております。税務署長はこれをまたその取引所を経由して

本人に対して賦課課税をする、こういう建前になっております。これはこの種の税の特殊性からいたしまして、一ぺんその中間に取引所の目を通す必要があるということによって、そういうことになっておるわけでございます。で、この分だけはその税の特殊性から賦課課税として残さざるを得なかったわけでございます。

それから第三番目は消費税のうちの特別のものでございます。たとえばこれはほんとうにそんなケースがあるかどうか知りませんが、消費税ではこまかく手当てしております、たとえば移出した場合に、酒でございまして、場内へ来てだれかが飲んでしまったという、その飲んだ人が移出したものと見て課税し、直ちに税金を徴収することになっております。この場合も申告納税しろと言つたて無理でございませう。それからまたどろぼうがその物品なりあるいは酒を製造場から引き出したという場合も、移出の課税原因が発生するわけでございます。こういうごく例外的な即時徴収の場合の間接税につきまして、これを申告納税に期待することは無理でありますので、特に賦課課税の制度をとる。まあほとんどあり得ないことでございしますが、そういうことでございします。それからもう一つとりましたのは、申告納税方式をとつておるものにつきまして、それが過少申告とかあるいは無申告である場合の加算税の決定の問題でございします。もともと違反している者に違反の事実を申告納税させるといってもこれは無理でございします。で、こういう場合にはやむを得ず賦課課税よりはかにとる道がありませんので、賦課課税の

方式が残つておるということでございします。ですから、通じてみますと、とり得る限りほとんど全部が申告納税になったというところでございまして、現行残つておるものは、事柄の性質上賦課課税として残さざるを得ないものだけが残つておる、かようなことでございします。

○毛利委員 先ほど来の答弁によつて、基本的な法律関係が民主的な観点から整備されているということとはよくわかりました。この整備の一環として、税金の申告が過少であったり無申告であった場合、更正決定期間の制限があることを明らかにしたということもよくわかりますが、通則法案によれば、この制限期間は過少申告の場合の更正は三年とし、無申告または脱税の場合には五年というところでございします。この五年は長いように思うのでありますが、納税者の立場から考えますと、五年という期間はしごく迷惑なように考えますが、これに対する所見を伺いたい。

○村山政府委員 これは少なくとも現行よりは不利にならないということが第一でございします。それから沿革的に申しますと、今の三年というのは賦課権として通常の場合には三年にいたしておるわけでございします。その場合、無申告である、あるいは詐偽、不正があつていふ場合には当然その期間に違ひ方でございます。これは諸外国の立法例を見ましても、たとえばアメリカでは、連脱税が二五%以上になりますと六年になります。それから無申告、脱税の場合には無期限でございします。これは全然今言つたように期間の制限がございしません。それからイギリスでも、通常の場合六年、詐偽のある場合無制限というところになっております。それから西ドイツでございしますが、これは通常五年、それから脱税の場合は十年というところになっております。この辺当然差があつてしかるべきじゃないかという考えでございします。少なくともそれらの場合、現行法より不利になるというところはしておりません。

○毛利委員 そうすると、諸外国の場合には日本よりも少なくとも期間が長い、そう解釈していいですね。

更正や決定に三年ないし五年の期間があるというところはわかりましたが、これはいずれも増額更正や決定であります。これに期間制限を加えることはけつこうだと思ひますが、逆に納税者側の税額更正について、納税者の利益をはかるという立場から、いつまでもこれをやれるというところにしてはどうか、これをも五年に制限することはどうかと思ひます。政府の所見を承りたいと思ひます。

○村山政府委員 これは現行法でも時効の制度は五年になっております。今度その除斥期間と時効の觀念を分けました、かりに分けても同じことが働くのだから、要するに一定の事実関係が続いたら、それを法的段階まで引き上げて、あとでそれを直すことをしないという方がかえつて法秩序を維持するために必要だという趣旨に基づいて、時効制度なり除斥期間は設けられおるとすれば、ある時期で切ることにはやむを得ないじゃないかというふうに考へるわけでございします。またも

しそうでないといはしますと、實際問題として不公平の場合も考へられるわけでございします。税務署は、通常帳簿書類は五年くらいしか保存してございしません。保存義務はおそらく五年くらいだろうと思ひますが、もし五年というようなものを置かざると、そのときにたまたま書類のあるものについて金額更正がきいたが、証拠書類を破つて捨てたものは事実上できなかつたという不公平が考へられるわけでございします。そういう意味で、時効なりあるいは除斥期間というものはある程度でやはり切らざるを得ないということじゃないか。なおこれはいずれも現行より不利になることは絶対にございしません。

○毛利委員 諸外国の例はどうでしょう。

○村山政府委員 諸外国も同様な考え方に立つております。

○毛利委員 現在は御承知のように、民主的な申告納税制度の健全な発達をはかるという意味で、所得税、法人税に青色申告制度が設けられております。従つて納税者が日々記帳した帳簿書類が尊重されることになっているのは当然であると思ひますが、また青色申告の更正決定の通知書にはその理由を付記しなければならぬこととされております。この点は青色申告の健全な発達のためにきつて重要な点であると考えます。ところが国税通則法には、この帳簿尊重の規定が見当たらないようでありまして、これに対する所見を承りたい。

○村山政府委員 国税通則法は、各税を通じまして更正決定に関する共通事項だけが規定してあるわけでございしま

す。一方青色申告制度の採用されておりますのは所得税法及び法人税法でございします。従ひまして、更正の場合の理由の付記ということは、所得税法、法人税法に限られるわけでございします。で、その点は通則法には持つてきませんで、従来通り所得税法、法人税法にそのまま存置してあるわけでございします。決してこの制度をやめたわけではございしません。

○毛利委員 冒頭に申し上げた、国税通則法のねらいの一つとして、納税者の利益をはかる立場から種々制度の改善が行なわれております。その一環として、納税者の不服申し立ての道を大きく開き、協議団の運用を改善したいという点ですが、この点についてお尋ねしたいのでありますが、現行法によつて青色申告者が課税処分に対して不服申し立てをする場合、所得税法では税務署長に対し再調査の請求をしない、直ちに協議団に救済を求めることができるにもかかわらず、法人税法ではそれができないこととされておる。この点について国税通則法ではどうなつてゐるか、所見を承りたい。

○村山政府委員 現行法は所得税法と法人税法の場合が違ひまして、所得税法は青色申告者につきまして、その原処分不服がある場合には選択的にどちらにでもいけます。税務署長に対する再調査の請求でもあるいは国税局長に対する異議の申し立てでもいける、こういうふうになっております。ところが法人税法の方はやはり原則通り、白色と同じように再調査の請求を経て、その決定にさらに不服ある場合に限りて審査請求ができる、こういう建前になっております。この点検討いた

しました結果、それらの差を置く理由なしという結論でございまして、現行の所得税法と全く同一にしたわけでございまして。つまり納税者の好むところに従ってどちらでもいけますという制度に今度通則法でいたしたわけでございまして。

○毛利委員 最後に、この国税通則法の成立の必要性については、立法院の一員として非常に責任を感じておるものであります。この国税通則法が万一通過しないということがあった場合に、各税法にいかなる悪影響を及ぼすか、この点について御所見を承りたい。

○村山政府委員 これは二つございまして。先ほど一つ申し上げておりましたのは、国税通則法はこういうことをねらっておりましてということが全部実現できなくなるということは当然でございまして。従いまして、三つのねらい、これが全部消えてしまふということでございます。

ところで第二の問題は、そういう実質論は別にして、法制的にどういうことになるか、現行税法が動くか動かぬかという問題でございまして、その観点から申しますと、今度の国税通則法並びにそれに伴う整備に関する法律は動かないということになりますから、それはそれなりに旧法が法理的には動くわけでございまして。それはよろしいのでございまして、動かぬというものは、たとえて申しますと、間接税のうち、酒税、物品税、入場税、それからトランプ類税、これらにおきましては、今度全部申告納税にいたしたわけでございまして、期限内申告だけは各本法に書いてございまして。しかし期限後、それ以外の手続はすべて国税通則

法にまかされておるわけでございまして。従いまして、期限後申告あるいは修正申告、あるいは更正決定、更正の請求、並びにこれらに伴う納付の手続、これが全部国税徴収法の方に譲られておるわけでございまして。これらの規定は全部国税通則法に基づく政令の施行を待って初めて動くわけでございまして。従いまして、通則法がもし通過いたしませんと、これらの税が完全に麻痺状態に陥ってしまうという点が今の法文上の問題として考えられるわけでございまして。

それから第二点といたしまして、国税通則法で課税標準並びに税額に関する端数計算の規定を設けてございまして。これによりまして、税額の計算の段階で端数を相当上げて計算してございまして。もちろん、われわれにいたしましては、四月一日から実施になるものとして、各所得税の源泉徴収税額表、特にさしずめ問題になりますのは、退職所得の源泉税額表等につきましては、すべて税額の端数を上げたところで計算されておるわけでございまして。二十万部ばかり要るわけでございまして、これを手配いたしましたとして、全国の徴収義務者に配ってあるわけであります。これがもし通過しないということになりますと、これらの源泉徴収税額表を全部刷り直しななければならぬというところでございまして。その間行なわれなす源泉徴収税額というものは、間違つた税金を徴収するという結果になるわけでございまして、これが大へんなことになるであろうというところでございまして。

それから第三点といたしまして、今

度はさしあたりの問題でございまして、先ほど申しましたような意味合いにおきまして、間接四税につきましては、その法律でもって動かなくなつた点は別でございまして、その点は私の誤解でございまして。通過しなかつたとした場合は今言ったことに尽きるだらうと思ひます。

○毛利委員 今の御説明のように、間接税初め米たるべき減税に対して大混乱に陥るという印象を深くいたしました。たが、いろいろ先日聞いてみますと、もはやいろいろの難点は解除いたしましたので、そう問題になる点はなさそうにつくづく感じたのであります。が、さりとて不成立の場合には大混乱に陥る。いまだ少く国民に向かつて、この問題の重要性とまた意義と必要性を啓蒙すべきではないかと痛感するものであります。これに対する御意見を承りたい。

○村山政府委員 われわれといたしましては、この国税通則法の持つ実質的の意味からいひまして、またこれが成立しない場合、あるいはおくれる場合の重要性にかんがみまして、できるだけ鮮明に努めたつもりであります。この席をかりて、われわれの見解を率直に申し述べさせていただきますと、先ほどから申しておるようなわけでございまして、この通則法でございまして。この所定の時日までにぜひ実施されんことを希望する次第でございまして。今後ともわれわれはこのPRには努めて参りたい、かように考えております。

○小川委員長 鴨田宗一君。

○鴨田委員 国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案に

ついて御質問申し上げます。

通則法の制定に伴い、それぞれ各税法等の関係法律が整備されることになっております。すなわち、この法案によりまして、第一に、所得税法等の直接税に関する法律からは、修正申告であるとか期限後の申告であるとか、更正の請求、更正決定であるとか、国税の附帯税、更正の期限延長であるとか、不服申し立て等の規定が削除され、また間接税の面におきましては、担保の種類、提供及び処分、利子税額等の規定が削除され、同時に間接税にも申告納税方式が導入されることになっております。が、間接税に關します法律については関係規定の整備が行なわれ、また第三には国税徴収法からは、期間の計算であるとか、送達、納税管理人であるとか、それぞれそういう一般的な問題は除かれまして、そうして一つの体系的なものができ上がつておるわけでありまして。

そこで、国税通則法のこの法案は、いわば三本立て、最初は総則である、次は各直接税、間接税に対する実体的な法律である、それから国税徴収法においては国税の滞納処分に対する法規を記入しておる、こういうふうにして一応ここに法体系ができ上がつておるわけでありまして、私といたしましては、これはとくに、私といたしましては、こういうものは作らなければならなかつたのではないかと、本年までこれを引っぱつてきた理由並びに、先ほど毛利君の質問の中にもありました通り、アメリカあるいはドイツ、フランスではとくにできて、そうしてそれを円滑に施行実施しておる、こういう面からいたしまして、少しおそきに失した

のではないかとこの感があるのです。が、それについて主税局長の意見を一つ拝聴したいと思ひます。

○村山政府委員 国税通則法を設けるべきであるというようなことは、われわれが実は主税局に入りました当時から非常に問題になっておりました。戦前から何らかの規定を設けるべきであるというところでございまして。しかしながら御案内のように、昭和十二年から終戦、つい三十四年ぐらまでは毎年税法の改正が行なわれております。しかも戦後におきまして税制調査会が設けられておりますが、毎年一年限りの税制調査会でございます。部内ではそのずっと前から検討は続けておつたわけでございまして、やはり民間の関係の学識経験者の意見も十分聞かないで作つておるということには自信がなかつたわけでございまして。

幸い、三十四年五月十九日に発足しました税制調査会は、今後三年間の期間をもちまして、税法の、税負担並びに租税体系の根本的整備改善をはかると、こういうことがそのテーマになりまして、このときをおいてはいろいろ検討して参つた資料をこの三年間に提出いたしました。いろいろ練つていたのだいたいわけてございまして。そういう意味で、三年間の苦心を重ねましてできた答申でございまして、さらにその答申を現在実施するという立場からもう一ぺん検討いたしました。まだ時期尚早であると思はれるものにつきましては、慎重の上にも慎重に考慮を重ねまして、調査会の了承を得た上で削除することはいたしたわけでございまして。はなはだおくれたようでございまして。

が、われわれといたしましては、できる限り順序を踏んで今日提出した次第でございますので、御了承いただきたいと存じます。

○嶋田委員 国税に通過法が制定されますと、地方税法にもその影響が非常に甚大じゃないか、こう思考せられます。私も地方税を幾らかやつたものでありますけれども、こういうふうな通過法の必要は非常に感じておるわけでありまして、特に税制調査会の答申では、地方税法については答申の趣意を参酌して所要の改正が行なわれることを期待するという旨が述べられております。政府においても通過法の制定と関連して、地方税法にも延滞金であるとか加算金であるとかあるいは賦課金の期限の制限等の所要の改正を行なう準備がなされておると思うのですけれども、どの程度まで進んでおりますか。おわかりのところだけでもいいからお知らせをいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 地方税法におきましても、もとよりこの問題はあるわけでございます。ただ地方税法は、御承知のように地方税という単一法典の形をとつてございます。そういう関係もありまして、それからまず国税でこの問題をはっきりさせて、そのあとで追つかけてやるというのが大体的な基本的なかまえてございます。ことし考えておりますのは、とりあえず納税者に非常に利害関係の深い、今の延滞税に相当する延滞金、加算税に相当する加算金、それから賦課権の行使制限の問題、こういう直接差しあたり手直ししなくちゃならぬ点だけを今度の地方税では改正すべく目下研究、準備中であるという

ふうに伺つてゐるわけでございます。○嶋田委員 大蔵大臣がせっかくお忙しいところをおいでになりましたので、野党の方にお席を譲りまして、私の質問を留保させていただきますと思ひます。

○小川委員長 金融及び証券取引に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、最初に電話債券の問題をお伺いをして、後段でそれに関連して公社債の問題を伺いたいと思ひます。まず最初に、二月の二十七日の予算

委員会の第四分科会におきまして、この電話債券の問題が取り上げられておりますが、郵政大臣にお伺いをいたしたいのは、ここでもいろいろお触れになつておりますが、電話債券が最近非常に価格が低落をしてきました主たる理由は一体どこにあるかを伺いたいと思ひます。

○迫水国務大臣 全般的には、この公社債全体の価格が下がつておるといいますか、公社債市場の不況ということが根本的な原因であります。特に加入者債券が下がつております。これは、要するに数量が膨大であるということ、それから売る人が割合に多いというふうなことから下がつておるのだ、こう思つております。

○堀委員 公社債の不況ということ、金融の引き締めによる結果であらうかと思ひますが、次の、数量が大であるということ、これは要するに需要と供給のバランスがとれていないと

いうことなのか、売り出す数量が多過ぎたといふことだけなのか、一体これはいづれに理解すべきですか。

○迫水国務大臣 御承知のように、加入者債券というのは、電話を引いても、人から引き受けてくれる債券であります。従つて加入して電話をつけてもらふ人が多いので、公社としてもお金がよけい要する関係で、その人たちに引き受けてもらふ。要するに電話の設備が拡大すればするほど公社がよけい出ていくという形でございますので、需要と供給とのバランスというのは、結局みんながそれを利殖の道として持つていくればよいのですけれども、それを売る人が多いというものが下がつておることの原因だと思ひます。

○堀委員 そうすると、結局数量が多いというところは、一つは、引き受けさせておる債券の額が大きということにつながつてゐるわけですね。

○迫水国務大臣 つまり電話一個引くと、東京ならば十五万円なら十五万円というのが多過ぎる、それを十万円にしたらよからうというこの御質問としますと、逆にそれは電電公社の設備拡大の資金計画からいまして、簡単にそのういふことはできないのじゃないかと思ひます。

○堀委員 私が特にきよう電話債券の問題を伺いたしたのは、この電話債券と云うのは、わが国で流通しておりまして唯一の債券であつて、その背後に非常に大きな流通しない公社債があるわけでありまして、まず電話債の問題を少し掘り下げて議論をさしていただいて、日本の公社債のあり方はいかに

あるべきかといふことを少し伺つておきたいと思つておるわけでありまして、そこで今おつしやつた全体の不況の問題と云うのは、これは当然であります。それに對して皆さん方が何らかの原因に對処して、電話債の価格を維持したいといふことである。いろいろお考えになつておることがあるやに承つておりますが、現在のところでお考えになつておる、これに對処する方策を一つ具体的に伺ひたい。

○迫水国務大臣 電話の加入者引き受けの債券の価格の維持の問題につきましては、基本的には大蔵省にお骨折りを願つて、公社債市場が正常化と言つては、言葉が悪いかもしれませんが、よくなるようにしていただくことが根本だと思ひます。同時に、あるいはその公社債の発行の形というふうなものも若干研究する余地があるかもしれない、こういうふうな点にも感ずるのであります。そういうふうな点についても研究をいたしておりますが、とにかくいきなり売る人が多いというふうな関係から、少しそれを持つてゐることによつて価格の維持ということができると。従つてそういうふうなものを担保とする金融の道を講ずるなり、あるいは若干ここに一つのリバリングするファンドを設けて、そこで一ぺん買つておいて、そして一般公社債の市場の回復等によつて、それがまた値段が出てきたときには投資家にはめ込んでいくといふような方法を講じたら電話債の価格の維持ができるのじゃないか、こういうふうなことで目下研究をいたしております。

○堀委員 今の問題で、かなり電電公社の方では具体的なお考えがあるやに

私もいろいろな資料で拝見をしておるわけでありまして、今おつしやつたのは非常に抽象的だと思ひます。発行の形を考えると、担保金融は非常に手つきりしておりますけれども、一体その担保金融をやるとすればどこで担保金融をするのかわかりませんし、調整機関のようなものをお考えになつておるということでありまして、一体それは私的なものなのか公的なものなのかわかりませんが、もう少し具体的に承りたいと思ひます。

○迫水国務大臣 実はそういうことを考へて研究している最中でありまして、ここで今具体的にこういふように考へてゐるのだといふことを申し上げられる段階にはまだ實際至つておりません。

○堀委員 実はそこまでお考えが至つていないのであります。そこで大蔵省の方にお伺いをいたしますが、迫水さんも、今大蔵省の方で公社債が正常化をするようにしてくれば一番いいのだといふことですが、大蔵省としては一体この電話債券がこういうふうな下がつておることに對してはどういうふうな對処をしていきたいとお考えですか。

○水田国務大臣 今郵政大臣の言われた通りで、これは何らかの措置をとりたいといふことで、私も今いろいろの案を研究して検討している最中でございますので、近く大体この結論は出ることと思つております。

○堀委員 いろいろと云うことと、検討中といふことを二つ並べますと、これでは何も話が前に進まなくなるのです。しかし私どもはすでに大蔵省としては電話債券値下がり防止に對す

る措置というようなものがある程度具
体化しておるように見受けられます
し、新聞紙上にもこれは伝えられてお
るわけですが、大臣はまだ御存じな
い、しかし省としてはやっておる、こ
ういうことでございましょうか。

○水田国務大臣 そうじゃありません
で、大蔵省も大蔵省としての一応考え
方をまとめて、これは大蔵省だけでも
決定できない問題でございまして、そ
れぞれのところと今いろいろその考
え方を中心に意見を聞いておるとい
う段階でございまして、文字通り検討中
でございまして。

○堀委員 そういう御答弁じゃ、話は
ちつとも前に進みませんけれども、そ
れではもう少し具体的にお伺いをいた
しますが、電信電話公社の方では、日
本電信電話公社法の一部を改正する法
律案要綱というものが出ておるよう
でございまして、私の手元にございま
す、これは何か改正をしたいというこ
とでございまして、この改正をどう思
います。その中には国庫預託制度の改正の
問題、減債基金の問題その他投資関係
の問題、相当具体的に出ておるわけ
でございまして、これはそうすると架空
のことで、何ら根拠のないものでござ
いまいしょうか。

○迫水国務大臣 どうしてその文書が
堀さんのところにあるかということ
を非常に疑問に思いますが、私は電電公
社に、今度の国会に提出する希望の法
律案、法律改正があったら腹一ぱいの
ことを一ぺん考えてみる、それを各方
面という折衝もするし、そうして
だんだんに煮詰めていく段階として一
番最初に腹一ぱいのものを作ってみろ
と言った、その分でございまして、こ

れが堀さんのところに行っていると思
うので、架空のものではございませ
ん。そういうものは検討している、そ
れだから検討中、こういうことを申し
上げておる次第でございまして。

○堀委員 検討中の内容じゃ、私はこ
こで議論をするのはまだ少し早過ぎる
のかもわかりませんが、しかし新聞紙
上にはもうまさに相当具体化して、皆
さんが折衝されておるやに伝えられて
おるわけでございまして。実はここに私
今いただいておる大蔵省の資料を見ま
しても、電話債券値下がり防止に関す
る具体策というのがあります、やは
り減債基金の問題なり国庫預託の問題
等について、大蔵省としての意見も相
当詳しく出ておるわけですね。検討中
というふうにおっしゃられると、これ
は議論ができませんか、しかし
私は、これだけわれわれの手元にこう
刷りものになって手に入るぐらいのこ
ろにきておるわけですから、そこら
についてはもう少し、国会の審議で言
質をとられるとあとでうるさいとかと
いうことではなくて、やはり私は、公
社債の問題をいかにすべきかという点
で、一つ電話債というものは象徴的な
ものでありますから、少し突っ込んだ議
論を伺って、あとで公社債の流動化と
いうものに対処するいろいろな問題を
伺いたいと思うのです。どうも初っぱ
なからみな検討中で、内容に触れな
いということでは、やや私意に欠け
るかの感じがするのであります、同
会の論議だからといってわれわれが常
にあげ足をとるわけではございませ
んから、もう少し一つ率直な答えをい
ただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 今言われたものも、
大蔵省で一番最初検討の素案として考
えた案でございまして、その後またも
う少し前の考えも変わっておりまし
て、まだ最後案に到達しないというこ
ろでございまして。

○堀委員 その現状のところいいで
すから、その変わったところを一つお
伝えただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 堀さん自身がおつ
きりされておるうちに、実際ちよつと
早いので、もう少し待っていただければ
大体各省間の意思統一もできる段階で
ございまして、それぞれの役所が勝
手にいろいろな意見を言うこともまた
不都合かも知れぬと思ひますが、
問題はやはり調整資金の考えを持つ
かどうか、そういうものを置くような
方向を考へるかどうとか、あるいは
据え置き期間、償還の期間をどうする
とか、結局流動化対策の一つでござ
いますから、そういう点を中心とした
考え方を今関係者でやっておる最中で
ございまして。

○堀委員 早過ぎるということですか
ら、早過ぎるのならあとで少し時間が
たつて何かなければなりません、し
かしどうしても私ここで触れておきた
ことが二、三あります。この前の拡
充法が出ましたときに、非常に論議に
なった点が二、三ございまして。その
ときには附帯決議がついておりまし
た、その附帯決議は、「この法律によ
る電信電話債券の市場価格の安定を
図るため、債券の利率の設定その他の
措置につき格段の考慮を払ふこと。」「
これはおおむね私に於いておるよう
です。二番目は「電信電話債券の引受け
を容易ならしめるため、電話加入申込
者等が、全国にわたり、簡易に、銀行

等から融資を受けることのできる方途
を講ずるとともに、その方途の周知徹
底に努めること。」「これは一体どう
なっておるか。その次に、「電話売
買取引に関する諸種の弊害を根絶する
とともに、業者の善導に努めること。」「
このほかにもありますが、この二つの
経緯は、この付帯決議が附されて以後
どういうふうに取り扱っておられるの
かお聞きしたいと思ひます。

○横田説明員 お答えいたします。た
だいまの銀行の貸し出しの問題につ
きましては、月賦金融とわれわれ申し
ておりますが、都市銀行、地方銀行で今
の電話債券を窓口へ持っていきまし
と、日歩二銭八厘で、最初大体一五
ぐらいの金を納めて、あとは六カ月
といふ九カ月の分割払いをするとい
うことで銀行から貸してもらふことに
銀行にお願ひいたしております。相当これ
が利用されております。できるだけ
われわれもその趣旨を生かしたい。
それから第三の電話業者の問題につ
きましては、電話業者の、ことに良質
の電話業者の自主的統制と申しますか
そういう方向に進む方がよいと考えら
れますので、いわゆる取締法案とい
うようなものでなくて、電話業者の自主
的統制の上に立つて大体やっていく
いうことで、郵政省の御方針もそう
なっておると思ひますが、この点は郵
政省の方からあるいはお答えがあるか
と思ひます。

○松田説明員 ただいまの問題につ
きましては、今までは電電公社の電話局
の窓口におきまして、なるべく電話加
入者が迷惑をこうむらないようにい
ろいろな注意をこらしてやって参りたい
いうことで進んで参つたのでございま

けれども、ちょうど電話業者の中に、
今までの自分たちの態度では非常に一
般の信用もなくなるし、自分らの将来
というものも危うくなるものだから、
もう少し業態を合理的にあるいは加入
者の利益になるようにまとめていく必
要があるだろうということ、いろいろ
と団体を作るといふような動きも
ございまして、郵政省といたしまして
は、加入者の利益に役立つように業者
の業態が自願されるようにということ
を目標といたしまして、その団体が
い方向に動いていくようにというこ
とで、目下いろいろ考慮しておると
ございまして。

○堀委員 この附帯決議は、昭和三十
五年三月十五日にされておるわけ
です、すでに二年たつておる。横田さん
は三月八日のときに、提委員が、この
五カ年計画を終わられるころには、今
の電話業者に対して、いかなる法的根
拠を与へ、いかなる基準をもってこれ
に臨まれるのかと、いろいろ伺つてお
られるのに対して、「公社といたしま
して、できる範囲で、今の先生のおつ
きりするような方向で努力をいたすこ
とを、ここで誓ひます。」と、誓つて
います。どうも誓つて二年たつて今
のような答弁では誓ひもいかにげんだ
という気がするので。

そこでちよつと伺ひたいのですが、
今電話債券が横に動く中に二つあるよ
うに思ひます。一つは、電話業者の人
たちが代理業務を行なつて、最初に九
万円から九万円持つていらつしやい、
そこで代理業務を行なつて、九万円
取つてあれば一万円は架設費でありま
すからあと八万円というものはとつ
てあります。それで電話債券を適当に、

第一類第五号 大蔵委員会議録第二千五百号 昭和三十七年三月二十二日

十五万円です。八万円ですから、七万円分は落としていってももうかることになるわけですから、そういうことが行なわれているというところが一つ。二番目は、入口のところか何かで待ち受けて、買いたてて買っていくというのがある。そこでこれは大蔵省に伺いたいのですが、前段の代理業務によって債券がそのように動くということは、これは貸金業法でも証券業法でも該当しないものだ、あとの方の買う方は、何か聞くと貸金業で担保として取り上げて金を貸す、こういうことになっているらしいのですが、前段の方は一体的法的には何に該当するか。

○宮川政府委員 ただいまの堀委員の御質問の趣旨がちょっとわかりかねますので、もう一度お願いいたします。堀委員 電話業者が電話を架設したいという人から委任状か何かをとりまして、代理業務という格好で一切の手続をその代理業者がする、そのときに、要するに九万円持つてくれば電話を引いてあげますということで代理業務をする。そうするとどういうことになるかという、彼らは一応一万円電話を架設して、あと自分で七万円出して十五万円の債券を自分で取って、これを勝手に市場に持って、いって売る、こういうことが起こるとするならば、これは私はどうもあり方としては証券取引法にひっかかる感じがする。あとの方の、出てきたものを買い取るときには何か担保金融のような格好で貸金業者になっておいて、債券をお貸しなさい、金を貸しますというところで、結局それは流れて落ちるにしても、形式はどうも貸金業者の形態をとっておるようだが、前段の方は私は

どうも証券取引法違反というのか、どうもこれにひっかかるのじゃないかという気がする、ちょっとお伺いしたいのです。

○有吉説明員 電話業者と加入者の間の電話債券の取引につきましては、現在のところ先生のお話のように、いろいろな形態があるように私も承知いたしておるところでございます。大多数は今先生のお話のような担保金融の形をとって行なっているというように承知をいたしておるわけでございます。ただ、その担保金融の形をとって行なっている実態につきましても、やはり本人と意思を疎通いたしまして直接に売買の形になるというようにも考えておられるのでございませう。本人と意思を疎通しているかどうかという点につきましても、なかなか実証が困難な点もございますが、私もそういったしましては、今後調査を進めましてその実態を把握いたし、もし証券取引法違反のような事実がございしますならば、関係当局とも十分打ち合わせをいたしてその是正に努めたい、かように考えておる次第でございます。

○堀委員 今の問題について、郵政省の方はどうでしょうか。

○松田説明員 電話業者の問題につきましては、これを取り締まる根拠としての法律というものは何もございませう、しかもその電話業者の実態というものが、私も現在の機構あるいは体制のもとにおきましては、なかなか把握しかねるというような状況でございます。まして、そういう事情でございますので、もっぱらやることは電電公社の窓口を通じて加入者の方によく御注意を申し上げて、そしてそういう悪徳の業者者にひっかかるないようにするということを中心として今までやって参りましたので、ことにこの証券を手に入れたりする場合によつては動かしきれないかというふうなことにございまして、ただいま大蔵省からもお話がございましたように、証券業法との関係でかなりむずかしいというよりは、きわどい問題があるというところは承知しておるわけでございますけれども、何分私どもの関係の法律もございせんために、どういふふうにかつていっていかかというところにつきましても、方法は、郵政省としては実は考えていないわけでございます。

○堀委員 この補充法が出るときに、この問題はぜひ論議されて、非常に多額の債券を今加入者が受け持つことになるのだから、この加入者等が不当な取り扱いを受けないようにしてもらいたいというのが附帯決議として出ておるわけですね。それに対してまだ的確なる処理ができませんというの、監督官庁としてまことに、国会の決議に対して誠意を示さざるものである、こういう感じがいたします。しかしこれは派生的な問題であって、本来の筋道の問題としては、やはり大きな問題は、このうしろに控えておる。それはなぜかという、電信電話公社が今立てておられるこれらの設備投資計画というものが、現在の日本の客観的な経済諸条件、国民の負担能力それらにバランスをとってこの設備投資計画が組まれておるかどうかが、ここに一番大きな問題があると思っております。この電話債券の問題は、今大臣は数量が大きいとおっしゃいました。まさにその数量が大きいという言葉の中には、いろいろな背景があると思うのです。その中で特にやはり問題があるのは、設備投資が日本全体の今の経済諸条件の中では少し過大に過ぎるのじゃないか、これが強く感じられるわけでありまして、このことはその他の社債等の問題につながっておると思っております。そこで大蔵省では、今非常に論議をばかしておいでになりますから、私はそれは触れないつもりでおりますが、現在の発行条件を少し変えて、償還率をよくしたらどうかということが新聞紙上にも伝えられておりますし、最初の段階での御検討の中にあります。私はもしそういうふうにして償還率を早め、据え置き期間を短縮するということになれば、当然これは設備投資計画に変更を生ずることになるだろうと思うわけですが、一体郵政省としては、現在の設備投資計画はどうして強行しなければならぬのか、このような経済の困難な状態で、その他の諸事業は繰り延べをしておるといううなときに、一体電電公社の指導についてはどう考えておられるか、郵政大臣のお考えを伺いたい。

○迫水国務大臣 電話に対する需要というのは非常に多くありまして、御承知のいわれる積滞という、電話を引いてくれと頼んでも引いてくれない部分というのは、幾ら引いても引いてもないかならないわけですね。そういうような状態でありまして、電話の需要が非常に多い。こういう事態は決して無視することはできないので、今の計画でも積滞の関係から言いましたら、たとえば昭和三十七年度に六十万個拡充を予定しておるわけですが、もっとそれをふやした方が――ふやせばふや

したいという気持でありますので、ぜひこの計画というものは完遂していただきたい、こう思っております。

○堀委員 もちろん、電話を引いてもらいたい人が非常に多いということは現実だと思えます。しかし現実だけれども、今のうちに多額の費用を使つて、おまけに引けないものだからこれを経費のように見て、とりあえずそれを安売りしたり、電話業者にまかせたりするようないことが起こるわけですから、もちろんこれは卵と鶏のような関係があります。私は今問題になっておるのは、この電話債券というものが非常に値下がりをして、今後それでは償段が皆さんがいろいろお考えになる方向で上がるかどうかという、私は上がらないと思うのです。上がらないというのは、これからの債券の増加の方がかかるに膨大であつて、これまではまだ序の口なんです。この序の口です。で、こういう状態になっておる。そして買いささる機関とかいろいろお考えになりまして、これは簡単なものではなから、これはもう一つは経済状態の問題でありますから、非常に好況になつてということになれば話は別かも知れませんが、今いろいろ具体的な問題の論議ができませんので、私は問題の所在が明らかにできませんけれども、そう簡単なものではない。これはやはりその背景にあるものが、流通できるような諸条件というものがあつてこなければ、この問題は解決しないのではないかと、私はこういうふうにおもつております。

そこで、これは一つ大蔵省にお伺い

しておきたいのですが、電信電話公社の方では、この電話債券を日銀の担保適格債にしてもらいたいという要望がだいたい前からあるようですが、なっておらない。これは日銀でなければわかないかもしれないが、なぜこの政府が発行するきわめて信頼度の高い債券が、日銀の担保適格債にならないのか、この点をちょっと大蔵省にお伺いいたします。

○大月政府委員 私はそのいう要望については承知いたしておりますが、抽象的に考えますと、政府の債券でございまして、ならないということにはならないと思います。ただ、現実には電話債券は個人が持っているわけにございまして、金融機関を持っておらないということになりますと、日本銀行とのつながりの面からいまして、すぐ担保に使うというようなチャンスがないのであろう、それからまた日本銀行といたしまして、券面が非常に小さいものでございまして、一般の金融政策としては、こういうこまかいものを一々拾い上げるということとは適当でないというふうな考え方を持っているのではないかと考えますが、率直に申しましてまだこの問題について具体的に私検討いたしております。

○堀委員 調整機関の問題が今後出るのかどうかわかりませんが、今おっしゃるように、初めから出てくる電話債券は一人十五万円の負担ですから、大きな額面にはなっていないと思いたす。ただし、額面の問題が出ましたから、ちょっと触れておきたいのですが、最近どうも社債は大きな額面のものでほとんど出てきて、発行会社の方では額面の分割をあまり好まないというふうな傾向すら——これはちょうどこの電話債券と逆になるわけですが、一体債券の流通化の問題が今非常に大きな問題になっておるときに、その小さな額面の債券は、一つ何らかの格好で債券の併合を行なって、金融機関等がそれを買い取って、これが場合によっては日銀の担保適格債になるということになれば、ある一つの面の流通の道が通ずると思えます。しかしこれも担保で日銀に入っただけでは、これは私はあとで論じますが、問題があります。しかし一応の道が通ずると思つて、今後の方向としては、そういうことについて、大蔵省は日銀側にそういう適格債になるような努力をされるのかどうか、ちょっとお伺いしておきます。

○大月政府委員 今お答え申し上げましたように、電話債券の性格から申しまして、額面が非常に小さくて、しかも金融の面にすぐに乗ってこないというところから、特に勧奨するつもりはございせん。

○堀委員 さっきの小口の月賦金融、これはこの前、昭和三十五年当時には非常に微々たる金しかありません。やっておるのは勘業銀行だけだったようでありますが、その後は銀行としては一体どれくらいのものを取り扱って、どれくらいの率まで高まっておるのか、ちょっと承りたいと思つておるの、か。

○横田説明員 先ほどの月賦金融のお話だろーと思つてますが、大体累計額が約六十八億くらいのように思つております。現在残高は三十億であります。その内訳は都市銀行三、地方銀行二、そのほかが一、大体こういう割合になっております。

○堀委員 それではこの前通信委員会でも議論された期待に沿うところはかに遠いと思つてますが、それはやむを得ないと思つてしまつて、きょうは実は電話債券について一つ議論をさしていただいて、公社債の問題の基本的な問題でいろいろ議論したいと思つて、電話債券についてはここまでにして、あとでまた適当な機会に伺うことにいたします。

ここで企画庁長官にお伺いいたしますが、ちょうど先月のきょうぐらいでございまして、私、予算分科会で、生産関係の問題について触れまして、一月の鉱工業生産が案外高いというこの話をいたしました。これは、まだ正確な資料が出ておりませんのでわかりませんが、どうも電力等の事情から見て、二月もあまり下がっていないように思いますが、もう二、三日でわかることですが、いかがでございましょうか、二月の生産は今おわかりの程度では。

○藤山国務大臣 二月の数字はまだ出ないものですからわかりませんが、けれども、しかし電力の消費その他から見ますと、やはり一月の横ばい程度というふうに見られるのでございしますが、もう数日しますと出てくると思つておるの、か。

○堀委員 私のもとのときは、二月もおそらく相当高い水準で動くだろうと思つておりました。予算委員会の一一般質問のときにこの問題も伺つたら、通産大臣は、しかし在庫もほとんどふえておるから早晩下がるだろう、私は生産のことばかり言うけれども、在庫の方も見てもらいたいというふうなお答えでございしたけれども、私は別に在庫

を見てなくてもものを言っているわけではなくて、在庫を見て、在庫が多いにもかかわらず高水準で生産が動くというところに問題があるということであつたわけにございまして、現在在庫は確かにふえておりますが、なぜ在庫がふえておるのに現状で生産が下がらないのか、この点について企画庁長官のお考えを承りたいと思つておるの、か。

○藤山国務大臣 率直に申して、非常にむずかしい問題だと思つてございしますが、一方で金融が引き締まっております。従つて原料で持つておるよりも、あるいは製品にしてそれを金融化する、あるいは在庫金融をする、あるいは販売をするということによつて金融の道をつけていくということも私はかなりの理由があるかと思つておる。そのほかに、やはり全体として何となくまだ全体の景気動向に対して、一般の引き締まり的な傾向が若干弱いような感じと申しますか、従つて消費水準というふうなものから見ましても、一応生産を進めていくというふうな気持ちにもなるかと思つておる。また業者の間でこういう状況であるからあるいは市場をこの際拡大するという意味の意欲と申しますか、そういうものもまだ引き締め政策の中においても、やはり引き締められれば引き締められるほど自分の市場が拡大していくというふうな、前途に対する予想もあろうかと思つておる。そういういろいろな事情が織りなされてこういう状況が出てきているのじゃないか。従つて全般的にもう少し引き締めをやれば強化すると申しますか、つまりたまるんでいって申し上げるとなんでありますけれども、全体の気分を引き

締めていくということが必要じゃないだろうか、こう思つておるの、か。

○堀委員 私はそういう点、今、長官のおっしゃった通りの点があると思うのですが、どうも一部に少し滞貨金融といいますが、少し金融の道が何だかつかないけれど、商社といえども、あるいはその他のメーカーといえども、そうとう在庫をかかえていて、現在全体がこう引き締まっております中で、必ずしも楽じゃないんじゃないかと思つておるの、か、一体滞貨金融というふうなものが多いけれども、行なわれているとお考えになるか、現状では行なわれているとお考えになるか、どちらでしょうか。

○藤山国務大臣 現状では必ずしも滞貨金融が——いわゆる滞貨金融という意味における滞貨金融が行なわれているとは思へません。しかし、今日のよう金融の状況下におきまして、御承知の通り銀行の系列関係その他もございまして、いわゆる滞貨金融という意味ではないけれども滞貨金融といふ意味ではあるか、これは生産して売つて金にかえるというふうな道をつけれないならつたらいけないかといふ意味で、若干滞貨金融があるかと思つておる。将来いわゆる滞貨金融の問題が起つてきまして、これは相当大きな問題じゃないか、こう思つておるの、か。

○堀委員 現在特に私はそういう意味で必要なのは、設備投資等についても含み貸し出し等かなり銀行のコントロールのいかなない点があるのではないかと思つておるの、か、そういう中では運転資金にある部分が流れて、大抵に滞貨金融をやるといふ段階ではないかと思つておるの、か、実質的には結果としては、

買い入れられておるか、私どももちゃんと手元に資料もございませんので、わかりかねます。

○堀委員 公社債投信を設定するとき、自由にしてほしいということはいいいですが、最初これが全部コールへ行くとしようなことで一体公社債投信を設定したと言えりましょうか。監督官庁として、二月に七十七億七千万円設定されたものが、もうすでに三月の終わりになろうというのに、一体コールが幾らになつてゐるのか、幾ら既発債を入れたのか、内容がわからないうような、そんなあいまいな指導で公社債投信をこれからやられたら大へんだと思います。公社債投信に名をかりてコール資金を入れておるようなものだと思ひますが、一体どうですか。

○有吉説明員 私が申ししたのは設定当初の話でありまして、逐次組み入れておりますので、当然二月の分につきましては、公社債の組み入れが十分に行なわれておると思つておりますが、何分にも手元に資料を持っておりませんので、何物組み入れておるか、お答えできかねる次第であります。

○堀委員 手元に資料がないだけで、あしたならわかりますか。

○有吉説明員 多分各社から報告が参つておると思ひますけれども、二月のことでございますので、まだ十分にその点確かめてはおりません。

○堀委員 それでは一月はどうですか。六十四億四千万円。

ちよつと時間をいただいて伺うことにいたします。

そこで、企画庁長官がお急ぎのようでありまして、企画庁長官のお考えを少し伺つておきたいのですが、私は今一般商品についての滞貨金融のことについて少し触れましたけれども、これは商品に限らず、今問題になつております公社債投信あるいは投資信託を、昨年度大蔵省は、ある限度を越えた分については、一つ公社債を持つてもらいたいというような行政指導がされて、その結果、約三千億に余るものが四大証券等の手元に滞貨となつて積み上がつておる、こういう現状があると思うのです。これにどうも大蔵省の方のお考えとしては、金融をつけたい、日本証券金融を通ずる担保金融であるとか、あるいは銀行にシンジケートを作つて担保金融をするということを言つておられるようでありまして、私は経済の情勢から見ると、これはやはり一つの滞貨であるということになると思ひます。滞貨金融というものは、現在では日銀の信用を膨張させるだけであつて、今中だるみになつておるから引き締めをさらに少ししかりしなければならぬという段階では、適當ではないのではないかと、こういうふうにご考へますが、企画庁の立場としては、いかがでございますか。

○藤山国務大臣 公社債に金融をつけます問題については、日本の金融上の相當重要な問題だと思ひます。従いまして、かりにそういうことをある程度やらなければならぬといつたしましても、それらの問題についてどういう方法でやるかというようなことは、これは非常に重要な問題でなければならぬ。大蔵省の方でただいまそういう点については十分御検討中だと思ひます。ごさいまして、私どもとしても、もしそういう点についていろいろ大蔵省のお考えがございしますれば、意見を申し述べる機会があります場合には、賛意を表するか、あるいはもう少しこうしたらいかがかというようなことは申し上げるつもりであります。

○堀委員 大蔵省の御相談はあつたので、企画庁の大臣としてのそれに対する。私は今信用膨張になること、性格を持つておられますから、中だるみをとにかく少ししぼつていかなければならぬという段階にきておる、生産がもう申し上げたような状況でございしますから、必ずしも在庫が生産につながらないという特に重要な段階だと思ひますので、私は現時点では望ましくないと、このお立場でお答えを願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 絶対に望ましくないとまでは言ひ切れなかつたのであります。それはいろいろな実情がございしますし、今日までの政府の指導もございします。しかしながら今日金融がある程度今申し上げたような滞貨金融に類するような形において扱われますことは、景気調整を考へております立場から言ひまして、よほど慎重でなければならぬといふふうにご考へております。

○堀委員 率直なお答えで、私もまた大蔵省が多少過去のいろいろな指導がございまして、責任を感じておられることはよくわかりますけれども、そのことと今の日本の経済情勢をどうしていかうかということとは、次元の違う問題ではないかという感じがいたします。その点は長官から率直なお答えをいただきますので、これで企画庁、けっこうでございます。

し出しと言つていいか、あるいはまた含み貸し出しという意味がはたしてどういふものであるかということとは、実は率直に言つて正確な定義もないわけでありまして、われわれとしては、ある程度そういう一般に言われているような含み貸し出しといふものがあることは承知いたしておりますが、これを統計的に幾らあるかということとは、ちよつとわかりかねる次第でございます。

○堀委員 今幾らあるかということとは、なるほどこれは向こうが内緒でやることですからわかりにくいだろうと思ひますが、新聞紙上で見ると、全体として二千億くらいは全部の銀行等であるのではないかと、こういうようなこともありまして、縮めていふとき私たちが触れました、縮めていふといふ現実がそこ一つ頭を出してゐるのではないかと、それからもう一つ、二、三日以来問題になつてきておりますが、最近非常に実勢金利が上がつてゐる。この実勢金利が上がつてゐる中には、どうも私どもが非常に不可解だと思ひます、それは、われわれ預金者が預金しますと、今銀行預金は定期預金でも五分五厘くらい金利しかかからないのに、ところが金融機関同士で預金すると、三厘五厘とか相當高額の金利で金が動いてゐるというところが、大體事実あるようである原因ではないかと思ひますが、銀行局は、大體そういうことは御存じでしようが、これは一体どういふことになるのでしょうか。

○大月政府委員 一般の銀行等の預金の関係は、臨時金利調整法によりまし

これは順序が逆じゃないですか。

○水田国務大臣 これは原因であり、結果であると思うのですが、流通市場ができたから確かに今の公社債というものは銘柄によって相当の暴落が考えられますし、そういう市場ができておつたら、それによって銘柄別に、また発行条件の変つたものが出せるということになるのですが、一面市場ができていないからこそ、今度は発行条件がそういう形で定められるという関係になつておまして、これは今の場合としては、発行条件はあつた形ではあるよりほかに、今までは仕方がなかつたと思います。

○堀委員 それじゃちょっと伺います、流通市場ができたから、こうおつしやるのですが、何か自然にできるような話で大へん心もたないのですが、一体どういふふうになつたら流通市場ができるのですか。お作りになるのでしょうか、ちよつとそれをお伺いいたします。

○水田国務大臣 これは金融が正常化した場合でありまして、たとえば今のうちにコールの方が高いというときには、市場を作ろうとしてもこれは市場ができるものではないで、これは市場が正常化したという場合でなければ、流通市場はできないだらうと思います。

○堀委員 それじゃ一体金融はいつになつたら正常化するのでしょうか。

○水田国務大臣 これはなかなかむずかしい問題でございますから、今言つたように完全な市場というものを作るといふ方向へはなかなかいきませんので、次善策を考えていくよりほかにないだらうと思います。

○堀委員 そうすると、どうも金融正常化については、自分自信がないというところに理解をしてよろしくうございませうか。

○水田国務大臣 まだまだ日本の金融正常化にはもう少しひまがかかるだらうと思います。

○堀委員 実は金融正常化は、何かお話を聞いておると、どこかで自然に正常化するかのようなお話に感じられるのですが、私はやはり大蔵省は金融を正常化させる努力をしていただかなければ困ると思うのです。そうすると、今の段階で市場で言われておると、今やはどうももう少しいろいろな統制的なものをはずして、自由化をしただうなのか、金利等も実勢に合った格好にしたかどうかというの、どうも私はまたの声のような気がいたします。このことはもうたびたび出ましたから、きょうはこれで触れませんか。

○堀委員 それでは最後に申し上げておきたいことは、今まで改善の策次善の策とおつしやっておるわけですが、明日も証券取引審議会が開かれて、皆さんの方でも何かこの前四つの方策を証券取引審議会へお出しになつておられるようですが、明日は一体どういふふうな提案がされるのでしょうか。

○宮川政府委員 御指摘のように、四つは、新しく買取機関を作る案、日証金を通する担保金融の案、市中金融機関によりますところの協調融資の案並びに買いオペの問題等が当面の流動化の対策として考えられるというふうな資料として提案いたしまして、御審議願つたわけでございます。いろいろ御議論がございまして、なかなかずいやはり担保金融の案がいいんじゃない

かというふうな意見がかなり強うございまして。あつたはこれに基づきましてさらに詳細に御検討をお願いしまして、審議会の御意見を伺ひたいと思つております。

○堀委員 担保金融というのは、日本証券金融会社を通するものと、それから銀行による協調融資と二つあるようでありまして、もしそういう担保金融をやつた場合に、その金融をやつて出た債権が一体どこへ行くんでしようか。これもこの前ちよつと聞いたと思ひますが……

○宮川政府委員 さしあたり金融機関の手持ちになる、日本銀行はそれに対して資金を流すということになると思ひますけれども、いつまでも金融機関にとめ置いたのでは流動化になりませんので、やはり時期を見まして新しい設定の公社債投信に入るとか、あるいは株式投信に組み入れるとか、こういうふうにして、また公社債の疎通と申しますか、消化をはかるという方に持つていかねばならぬものと考えております。

○堀委員 そうすると結局は、一番簡単なのは、公社債投信に、一応たな上げしたのは徐々に組み入れるということですが、今のあり方で公社債投信が設定されておつて、一体——さつき私が伺つたら、有吉さん、一体幾ら公社債投信に組み入れられておられるか、一月も二月もわからぬような公社債投信で、そこへ一体幾ら入るといふふうにお考えになつておられますか。もし今のお考えでないでしようから、まあ六、七十億の設定を毎月していくとして、それをすつと今、日証金かどこかの担保

にしたものを入れなくても、現実に入つておると私は思うのです。その方に入つておると思う。これでずつと入つていつたら、今公社債投信でこつた目と目されるものですね、これは一体いつごろになつたら解けると考えられますか。

○有吉説明員 私どもまだ案を出しまして審議会の審議をお願いしている最中でございまして、具体的にどの程度のものがはたして金融の措置が講ぜられるものかどうか明白でもございせんし、今後の設定の見込み等はやはり金融情勢等にも影響がございまして、それらの点を勘案いたしまして、今後として考えていかなければならぬ問題であると私どもは考えております。かりにこれが実行いたされることになりましたならば、できるだけ早い機会に新規のものに逐次組み入れて参りたい、かように思つております。

○堀委員 私が伺つておられるのは、担保金融の担保になつたものでなくて、現在こつておられるものをストレートに新しい公社債投信に入れていつたつて、一ぺんたな上げをしてこれをやるか、たな上げしないでやるか、時間的な問題だけで、一時に金が必要なのか、徐々につけてやれば結局解けていくかという、こつておられるわけですか。

○堀委員 もしこのままでは——最近の状態は、一月が六十四億の設定で百六十億の解約、二月が七十七億の設定で百二十億の解約で、これでは、とてもじゃないが公社債投信には入れる余地はないと思うのです。少なくとも解約とこつちとが逆さになつて余裕がでるので、こんなふうな設定の倍以上も解約が出ておられる現状では、そんなこ

と、あなた方がおつしやつたつて可能性はないと思うのですが、一体あなたの方では、今理財局長は公社債投信に組み入れるなどという話ですが、可能性があると思つておられるか、ないと思つておられるか。

○宮川政府委員 最近の設定並びに解約の状況は、ただいま御指摘の通りでございます。なかなか先の見通しを的確につけることは困難でございまして、今年半ば以降は、設定額の方が解約額よりはふえるのじゃないだらうか、かように考えております。

○堀委員 それはなぜでしょうか。

○宮川政府委員 ただいまは最も条件の悪いときじゃないだらうか、もう少ししたてば、多少金融もゆるむような時代がくるのじゃないだらうかと思ひます。

○堀委員 大蔵大臣、今理財局長は非常に重要なことを言われたのですが、六月ごろになつたら金融はゆるみますか。

○水田国務大臣 そう簡単にゆるむ事態にはならないと思ひます。三月危機と言われていたが、これに対しては相当私も、三月に一度にそういう金融の混乱がないようにという配慮から、増資についての調整やそのほかやつておられますので、むしろこれは少し先につれて、少しずつずらしてあるというところがございますから、そう簡単にはならないと思ひます。しかしこの流通の道が全くないというところは、流通の道ができていくというところは、これはまた投資家にとって非常に重要な問題でございますので、やはりまずそういう道ができることによつて、かたがた今の経済情勢の変化に対応して

いくならば、これは今のような状態ばかりが続いていくとは思いません。必ずこれは新しい時点で消化していけるという事態になると思いますが、問題は、全くふさいでおるといことが、今の金融情勢以外に、やはり一つの障害になっておるだろうと思ひます。

○堀委員 大臣のお答えはそういうことかも知れませんが、理財局長のお答えは、大臣のお答えとはちよつと違ふと思ひます。そこで私は、非常に気になるんですが、まだもう一つあります。それは要するに、株式投信が非常に伸びてきました背景は、キャピタル・ゲインが主になつていますから、ここは非常に将来の希望もいろいろあるわけですが、ところがボンド・オープンというものは大体はインカム・ゲインですから、インカム・ゲインのものは、キャピタル・ゲインと並べてみれば、色あせたものだということになると私は思ひます。そこへ持つてきて、今度は大蔵省は、昨年の暮れにインカム・ファンドなるものの設定を認められたわけですね。このインカム・ファンドというものは、ボンド・オープンときわめて性格の類似した格好のものだといふふうに私は見ておりますが、インカム・ファンドが相当に実はたくさん設定されたようでありまして、ところがボンド・オープンの当初も両建になつておつたわけですね。社債発行会社と両建にしたいかぬと言ひながら、両建になつておつたものがあつたのを食つて、非常に解約が殺到する端緒になつたと思うんですが、そのインカム・ファンドは両建がやはりあるのじゃないか。これはもう相当にそういう格好で出ておることによつて、イン

カム・ファンドとボンド・オープンというものは、性格的にはそういうインカム・ゲインに並んでおるものでありますから、これは競合する格好で、ますますボンド・オープンの将来については困難な事態が起こるんじゃないか。だから今度ボンド・オープンがこういう条件が悪いときにインカム・ファンドを認めたということは、それは片方は債券であり、片方は債券であるかも知れませんが、非常に性格が似たものであつて、これがボンド・オープンの今後の問題についてマイナスにこそなれ、プラスにはならぬのじゃないか。そうしてこれはやはりある程度のところへくると、インカム・ファンドなるものが、逆に解約がまた相当に殺到してくるというような事態が起こるのではないかと思ひますが、大蔵省は一体これをどう考えておりますか。

○有吉説明員 昨年の十一月に募集をいたしまして十二月に設定いたしました大型ファンド——インカム・ファンドといたしましてお話がございましたものにつきましては、これは当時設定を一回やつたわけでございます。ボンド・オープンと申しますか、公社債投信のように、毎月設定をいたして、今後追加設定を続けていくというものではございせん。当時二百四十億圓を募集ができましたわけでございますが、当時におきまして、この募集につきまして相当私どもとしても慎重なる配慮をいたし、特に指導をいたした次第でございますが、お話のように、かりに公社債投信の発足の当初のような両建ていくものがあれば非常に困る結果になるということからいたしまして、当初目標は大体三百億程度という

ことを考えておつたのでございますが、募集に際しましては慎重な注意をいたしまして、各社ともその趣旨に沿ひまして、募集はできる限りの範囲にとどめるといふことに相なりました結果でございます。二百四十億——相当多量ではございますが、当時計画いたしておりましたものよりもはるかに内輪の実績になつたということにつきましても、かかる配慮から出たものであらう、さうに私どもも考えておる次第でございます。

同時に、先ほど御指摘のございました公社債投信との競合という問題につきましては、昨年の十二月に一度設定されました、今後、半期に一回ぐらゐの追加設定はあらうかと思ひますけれども、これも一つの投信に対する追加という程度にとどめまして、大々的に、新規に毎月募集していくという性質のものではございせん。

○堀委員 そこで、今インカム・ファンドに触れましたから、ちよつと伺つておきたいのですが、最近ある製鉄会社が増資をいたしましたら、一部失権株が出たようでありまして、大蔵省では、大体どれくらい失権株が出たか、御存じでありますか。

○宮川政府委員 正確なところはわかりかねますが、ただいま所管の課長から聞いたところによりますと、二〇程度じゃないかといふことでございます。

○堀委員 株数にしてどれくらいでしょうか、二〇といふのは。

○小堀説明員 実は手元に資料がございませんので、若干間違つておるかも知れませんが、一千万株かそこらでございます。

わさを聞いておるのです。私も株数が幾らだつたかわからないので伺つたのですが、生命保険会社に対して、事業会社の方では失権株をぜひ持つてもらいたいといふことで、それについては、何か大蔵省も、一つ協力してやってくれといふような話がある。どうもそういうことが行なわれると、生命保険会社は自分のところで持つてゐるやつを、こつちが来れば、どつちか売らなければならぬといふことになつて、そういう無理が行なわれることは、好ましくないことにならうという気がするわけですね。大蔵省はそういうようなことはなさつておらぬでしょうか。

○宮川政府委員 ただいま御指摘のようなことはいたしておりません。

○堀委員 御指摘のようなことはしておらぬといふことは、何かしておるような感じが……。

○宮川政府委員 はつきり申し上げます。失権株を消化するために生命保険会社に持たすようなことは、指導いたしておりません。

○堀委員 実は大蔵省が証券についてなさることについては、いろいろな疑惑が起こりやすい客観的な条件がございまして、一つその点は十分に——私もうわさを聞いただけで、まさかそんなことはと思ひましたが、念のために伺つたわけですが、そういうことのないようにお願いいたします。

最後に、結論だけを申し上げますけれども、私はいろいろな社債や証券の問題について、大蔵省が少し小手先の操作をなさり過ぎるような感じがいたします。私は社会党ですから計画経済がいいと思ひますけれども、中途半端な統制というのが一番いかぬと思うの

です。やるのなら徹底して計画経済、それでなければやはり自由にまかせるといふのが、私は資本主義の本来の性格ではないかと思ひますので、そういう点で、今のいろいろなこれら指導をなすつた中の誤りを、単にしりぬぐいをしてそれだけで済むというのではなく、公社債投信についてなら、それこそ減債基金のようなものか何かを考えると、もっと前向きに問題を指導するようにしていただかないと、単に買い上げるにしても、担保で一時的に回せばいいというような格好の指導だけでは問題は発展しないのじゃないかと思ひます。減債基金という言葉がいかどうかかわかりませんが、改悪に備えての基金というものが今四社——五社くらいですか、四社がほとんど独占でやつてゐるということですが、そういうところはもうちよつと真摯に考えるべきではないかと考えますが、今後の公社債投信に対する指導についてお考えがあれば伺つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 先ほどからお話ししたてゝいるように、やはり経済を安定的に成長させるためには、安定した長期資金の調達が必要にいくようなことではなければならぬ。そのためには、やはりそういう安定した資金が調達できるとおかなければならぬといふふうに考えまして、今やつてゐるその公社債の流通化対策も、私どもとしては過去の跡始末というよりも、むしろ前向きな問題としてこれを取り上げていくわけでございます。跡始末といふことだけでございまして、御承知のようにいろいろな機会がございまし

た。たとえば、今度の日銀の買いオペを行なうときに、こういうものの考慮もすべきであるという意見もございましたが、私どもは、単なる証券対策、株価の問題に關した対策というような問題とはこの問題は考えておりませんで、そういう問題と離れて前向きの問題としてこれを取り上げるべきであるという態度をとっておりますことと、もう一つは、これをやるにつきましては、さっき企画庁のお話もございましたが、いろいろな調整策をとっておるときでございますので、これとの関連で手離しな措置も今とれない時期でございますので、この問題を解決することによって日銀の信用造出に全部はね返ってくるようなことでは困りますので、どういうクッションを置いてこれが合理的にしばらくはるかというような、いろいろなことも今考えて対策を考究中でございますので、そういう御心配のような方向での考慮を私どもはしておりませんので、これは御了承を願いたいと思います。

○堀委員　今の後段のお話は、大へん私もけっこうだと思えます。やはり単に証券業界だけがよくなればよいということではなくて、日本経済がよくならなければ証券業界もよくならないわけです。そういう点は一つ全体の中で十分考えを願って、あまり無理な問題の処理をなさらないように重ねて要望いたしました。私の質疑を終わります。

○小川委員長　次会は明二十三日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十四分散会

昭和三十七年三月二十九日印刷

昭和三十七年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局